

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第6回）

2008年5月19日（月）

（13:30～18:30）

ベルサール神保町

【司会】

それでは、時間となりましたので、そろそろ始めたいと思います。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険におけます環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合第6回となりますが、始めさせていただきたいと思います。

本日も司会進行を担当させていただきます国際協力銀行・鶴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日も17時半までということで、4時間程度の会議を予定させていただいております。途中でまた15分程度の休憩を挟みたいと考えております。

それから、毎回冒頭にご案内しておりますけれども、今回もちょっと時間をとりましてご説明させていただきますが、まずこの会議の議事録でございますけれども、これは逐語で公開を予定しております。したがって、いつもお願いしていることではございますが、ご発言される前に所属とお名前をおっしゃっていただければと思います。匿名を希望される場合、あるいはこの会合自体でも匿名ということでそれがご希望でございましたら、その旨、ご発言の前におっしゃっていただければと思っております。

それから、皆様なるべく多くの方からご意見をお伺いできればと思いますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いできればと思っております。それから、環境ガイドラインの改訂のためのコンサルテーション会合ということでございますので、個別案件に関するご質問につきましてはご遠慮いただければと考えております。これもいつものとおりでございます。

それでは、ただいまより始めさせていただきたいと思います。まず初めに、国際協力銀行の藤平参事役から本日の議題と申しますか中身につきましてご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【国際協力銀行 藤平】

国際協力銀行の藤平でございます。本日が第6回目ということになりますけれども、お忙しい中、お越しいいただきましてありがとうございます。

それぞれの項目についての本格的な議論の事実上第2回目ということになるわけでございますけれども、既にホームページでこんな感じでできればということをお知らせしている

ので、特に目新しいことを申し上げるつもりはないのですけれども、本日の事前にホームページでアップさせていただいているところの目標としては、論点の9から20ということで、20の中にも、あるいはほかの項目についても20の1とか2とか3とか、そういうところまでありますけれども、9から20ということでやっていきたいと思っております。

一方で、きょうの多分恐らく目玉となるのは、情報公開もそうですけれども、非自発的住民移転というものもポイントになってくるのかなと思っておりますが、基本的にはこの順番に沿ってやってまいりたいと思っておりますけれども、これでよろしいかどうか、まず皆様方のご意見を伺えればと思っております。特に異議がなければ、この順番どおりにさせていただこうと思っております。

【司会】

ありがとうございました。ただいまJBICからご説明がありましたが、順番につきましてはそういうことでよろしゅうございますでしょうか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

進め方に関する提案ですが、今、非自発的住民移転の部分について相当の分量があるということだったので、私たちもそう思っていますので、情報公開の議論が終わったら、その後そのまま、次、非自発的住民移転のほうに入っていただければ、議論が途中で途切れなくて済むかなと思います。

以上です。

【司会】

今のご提案は、まず情報公開の部分を議論して、その後、ちょっと順番は変わりますけれども、非自発的住民移転の項目の議論をしてはどうかというご提案でございますけれども、JBIC/NEXIの側はいかがでございますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

ほかの方々のご意見もちょっとお伺いしたいと思っております。今のご提案でまいりますと、仮にこのとおりということになった場合は、9の後、20と。9から12ですね。9から12が1つのパッケージなので。その後、20のほうに行って、その後は順番どおりにやっ

ていくということになるわけでございますけれども、それでよろしいかどうかということだと思います。何かご意見あれば。

【司会】

ほかの方、ご意見いかがでございましょうか。そういう進め方でよろしゅうございませうでしょうか。あるいは、ほかにご意見ございましたら、おっしゃっていただけましたらと思います。よろしゅうございませうでしょうか。

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

特にご異議がないようなので、9から12まで最初にやり、その後、20と。その後、13番から順番にという格好で19番までということにさせていただきますけれども、よろしいですね。

【司会】

それでは、皆様ご異議ないようでございますので、そういう順番で議論を進めさせていただきますだけだと思います。

それでは、まず、本日は9番のところから、9から12が情報公開ということで1つのカテゴリーといいますか固まりということでございますので、これにつきまして、また前回のようにJBIC/NEXIからまず簡単なご説明ということでよろしいのでしょうか。そういう進め方でよろしゅうございませうか。

それでは、お願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

情報公開については、前回ちょっと時間がなかったものですから途中で切れてしまいました。とはいいいながらも、基本的には、私どものほうの考え方については、9から12の項目、もちろん軽重はあるのですけれども、これにつきましてはやはり何らかの格好の、今よりも少し情報公開をしていくという格好になるような改訂というのは必要だろうと考えておきまして、まだ具体的なイメージまではできていないわけなのですけれども、その方向に沿った格好でいずれ皆様方に具体的な像をお示しするような格好にしたいというよう

なことを申し上げていて、その後、各論についての質疑とかそこら辺には必ずしも至らなかつたと思っております。ちょこっとさわりだけあったとか、そういう程度だと思いますけれども、これにつきまして、さらに私どもの基本的なポジションとか、それから各論について何かご意見とかあれば、また質疑応答、あるいは意見を交換させていただくということをしていただきたいと思いますと考えております。そういう意味では、とりあえず私からの JBIC/NEXIの現時点でのスタンスを述べるところで、まず1回、このマイクを置きたいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。ご提案、提言をされております NGOの方々からの補足説明でございませうとか、先般ちょっとさわりに触れました、今お話がありましたけれども、JBIC/NEXIの基本的なスタンスに対するご意見でございますとか、ございましたらご発言をお願いできればと思っております。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

9番のところから順番に議論させていただいたほうがよろしいのかなと思うので、主に9番について触れさせていただきたいと思っております。前回のコンサルテーション会合の最後のところで、だだだっとちょっと議論が始まったところでぶつ切りになっているので、若干復習というか、おさらいになるところはありますが、この点について、こちらのこの提言に関する思いという部分と、ちょっとここで議論させていただきたい点についてお話しさせていただきたいと思っております。

これは前回の繰り返しになりますが、環境社会配慮に関する主要な文書とは何かという議論が、一方で現行ガイドラインについてなされてきました。現行ガイドラインでは、環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を公開するということにされていますが、現在のところ、JBICさん、NEXIさんが公開していらっしゃるのは環境アセスメント報告書、それからそれに伴う当該国の許認可書までの入手状況を公開なさっているという扱いになっております。これに例えば住民移転計画は含まれないのかという点については、ガイドラインが施行された当初、相当の議論がありまして、私たちはその入手状況も公開してください、ついでにその文書も公開してくださいということでかなりいったのですが、それは含まれないというJBIC側の解釈で今までのところ来ております。

私たちとしては、これは違うだろうと。なぜ違うのかといえば、このガイドラインに書いてある環境社会配慮とは何ぞやと。それは決して自然環境だけの配慮ではないでしょう。それは非自発的住民移転であるとか、先住民族に対する配慮であるとか、そういった社会面についての配慮も含みますというように明確にガイドライン上は述べられているわけです。では、環境社会配慮に関する主要な文書といたら、それは環境アセスメントだけではないですよと。非自発的住民移転に関する重要な文書、あるいは先住民族に関する主要な文書というのも当然主要な文書として入手状況は公開され、その文書そのものも公開されるのでしょというところが、この提案に関する NGO側の趣旨でございます。

前回、若干議論させていただいた点が、主に翻訳版の公開について議論させていただきました。これも前回の復習になりますが、翻訳版の公開については、若干、前回の藤平さんの説明では、難しいと感じていらっしゃるというご説明がありました。私なりに要約させていただきますと、前回の藤平さんのご発言の趣旨というのは、1つは、翻訳版という現地でオーソライズされていないものを公開することで、間違っ情報を提供することによって議論をミスリードしてしまう可能性があること。

具体的に2つのことをおっしゃっていたと思うのですが、1つは、環境アセスメント報告書だけが JBIC/NEXIが集める情報ではないと。それに足りない情報があれば、追加でさまざまな情報を入手しているのであって、環境アセスメントだけが出ることによってひとり歩きするというのは困るという問題が1つ。もう1つは、その翻訳の正確性について JBIC/NEXIとしては担保できないということをおっしゃっていらっしゃったと私なりに理解しました。

この点について私は、もちろん環境社会配慮に関する議論をねじ曲げるような、あるいはミスリードするような情報公開の仕方というのはよくないだろうという点については、全くそのとおりだと思います。しかし、藤平さんから前回ご説明いただいたこの2点というのは、私はいまいち納得いかないなと思っています。1つ目の、EIA以外にもいろいろな情報をJBICはとっているのだという点については、それは必ずしも翻訳版の公開と関係する論点ではないように思います。要するに、現地で正式に承認された現地語版であっても、それだけを今公開しているわけで、そのほかに JBIC/NEXIが事業実施主体なり借入人から集めている情報というのは多々あるわけで、それは必ずしも今回の翻訳版の公開がなぜ問題なのかということとは関係ない議論なのかなと私は思います。

2点目の翻訳の正確性についての担保ができないという点については、私は逆に、これ

はもう前回申し上げましたが、だからこそ翻訳版を公開すべきではないか。もし現地語版と翻訳版の間に一定の違い、そこというものがあるのであれば、それはまさに翻訳版を公開し、これに対して一般の人、あるいは現地の NGOなり住民なりがコメントできる状況にすることで、その正確性というのはより上がり、JBIC/NEXIが誤った情報に基づいて審査をするということを防げるのではないかと思います。

したがって、前回藤平さんが翻訳版の公開は難しいとおっしゃった理由というものに、私は前回では正直納得できませんでした。余り私ばかりがしゃべるのもあれなので、ひとまず私はここでマイクを置きたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

福田さん、どうもありがとうございます。今お話しいただいているというか、論点としては、2つあったと思います。主要な文書というものと、それから翻訳版の取り扱いということだと思っております。

主要な文書については、私どものこれまでの定義は既にこの三段表の中にも書いてあります。基本はというか、EIAであると。それから、EIAに附属する許認可書であると。これが主要な文書だといってきたております。一方で、住民移転計画とかその他の計画のたぐいのもの、重要な文書はあると思いますけれども、これにつきましては私どものこれまでの考え方というのは、ほとんどのケースがEIAに一体となっている格好でついているものですから、大きな意味でそれはEIAの文書でしょうという考え方でありました。

もちろんこれはこれからの話、仮定とまでは言い切れないと思いますが、EIAとは独立した格好で、ちょっと定義するのはこれからの問題になってくると思いますけれども、重要な文書と思われるもの、例えば環境管理計画であり住民移転計画であり、それがEIAとは独立した格好でつくられる。かつ、ここからが大事な話ですけれども、現地で承認され、かつ現地で公開されているというものについては、私どもとしてはこれは今後公開に向けて考えていくべきであろうと。したがって、定義は難しくなると思いますが、基本は、現地で承認、公開されているものは必ずしもEIAに限らず、もちろん重要な文書とか主要な文書ということになりますけれども、公開に向けて検討していきますというのがJBIC/NE

XIのスタンスであります。これは前回申し上げたとおりでございます。

2つ目、翻訳についてなのですけれども、福田さんがご指摘の私どものスタンスというものの結論は、お間違えになっていないというか誤解されていないと思いますが、2点指摘された、ほかの情報もとっている云々というのは、それこそ先ほどと同じように現地で承認、公開がされていない、そういう翻訳版ということになるわけですけれども、そういったたぐいの翻訳版を私どものほうで公開するのはいかがなものかと考えている理由の1つと考えているわけではありません。そこは福田さんがおっしゃるように、いわばそういうことを申し上げたようにとらえてしまったのだとすれば、それは誤解だと思うのですけれども、理由はやはり、私どもが現地でも承認もされていないようなものの翻訳リスクというものをとるべきではないだろうということ、大きなポイントはそこなのです。

翻訳リスク、その正確性とおっしゃっていますけれども、それは手段としては、正確性に疑問があるかどうかということではディスクレーマーをつければいいということになるのかもしれませんが、以前、これは前回は申し上げましたが、ディスクレーマーをつけたとしても、読みやすいほうを読んで理解し、それに沿って主張とかを展開される可能性というのは非常に大きいと思っております。私どもは、環境社会配慮の実施主体ではありません。環境社会配慮の確認を行う主体であります。一義的には、環境社会配慮を行うべきは、しかもその内容を、必要な書類とかを公開すべきは実施主体の方々であります。それを確認するというのが私どもの義務であります。そういった性格にもかんがみ、必ずしも私どもが責任を負い切れないというようなものを、いわば安易に公開するべきではないというのが私どもの考えでございます。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

まず幾つかご質問をさせていただきたいのですけれども、まず1つ目は、主要文書の公開については、現地で承認、公開されているものについてはJBICも公開するというお話でしたけれども、これまでの実施状況確認の調査の、例えば大規模非自発的住民移転を生じる案件の4件のうち、基本計画が提出されている案件は3件で、残りは現地の法制度上、基本計画の作成を要求されていないため、RAPを作成しなかったとありますけれども、4

件のうちあとの3件は現地法のもと作成されたRAPであり、現地国政府によって承認されたものと考えてよろしいのでしょうか。それがまず質問の1つ目です。

2つ目は、翻訳のリスクについてなのですが、私、これまで幾つかのプロジェクトをみてまいった中で、JBICさんとも個別に会合をもたせていただいている中で、ある案件につきましてJBICさんが環境レビューのときに翻訳版を入手して、それに基づいてレビューを行ったのだけれども、レビューが終わった後にその翻訳版を返却しましたという話を聞いたことがあります。具体的なプロジェクト名を申し上げたほうがよければ申し上げますけれども、JBICさんのレビューの中で実際にEIAを入手された場合、それは現地語のものを審査されているのでしょうか。それとも、翻訳版もあわせて審査されているのでしょうか。その2点、コメントもあるのですが、まず質問だけで。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

最初の質問に関しては、私どもの環境審査室からお答えしたいと思います。基本的には、先ほど私が申し上げたラインでということだと思っておりますけれども。

それから2つ目、翻訳版を入手しているケースで、返却したかどうかというのは大きな問題かどうかよくわかりませんが、翻訳版と現地語版と両方に基づいて審査をしているかどうかと。審査というか社会配慮の確認ですね。「基づいて」という言葉が結構いろいろなニュアンスをもつのではないかと思いますけれども、現地語版であっても、正直、私どもが全然解読できない、そういったたぐいのものがありますよねと。その場合は、それは入手しているということは確認しているけれども、そこを一々辞書を引いてみているかという、翻訳版があれば翻訳版をみているというところはあるのですが、翻訳版がどの程度現地でも承認、公開されているという意味において、これによっかかっていいよねと考えているかということによると思うのです。現地で承認、公開されている翻訳版ということであれば、これは私どもも別に公開すること自体はそんな否定的ではありません。

問題はそうでない場合ですよね。そうでない場合はというと、これは私どもにとってみても正確性とか、これが本当に、いってみれば、何というのでしょうか、公信力というのか、そういうものがあるのかどうかということに関して、全く疑義なしではないということか

ら、もちろんこれだけが理由ではありませんけれども、先ほど福田さんがおっしゃった、実際の社会配慮の確認の中で何をしているのかということ、私どもは EIAの翻訳版なるものだけをみて、それで確認をしているわけではないので、それプラス、それから自分たちでほかの案件とかとの比較において、こういうところも確認したほうがいいかなというものをひっくるめて、質問状でその答えとそのやりとりをしているわけです。もちろんこの中にはすべてを公開に適するものではないものもあるわけですから、実際問題、公開してありませんけれども、そういったやりとりをして、そこから得られた情報に基づいて、いわば総合的に資料とか情報とかを入手して判断しているということでもあります。

したがって、別に言葉の遊びをするつもりはありませんけれども、原語のものがほとんど解読不可能だったという前提に立った場合の EIAの翻訳版というのは、確かにこれに基づいて私どもは作業はしていますが、これだけによりかかって作業しているわけでもない。したがって、「基づいて」という言葉が全面的によりかかっているわけではないという意味で、私どもがやっていることを十分ご理解いただいた上での「基づいて」というようにご理解いただければと思います。

1 番目のご質問については、私の仲間のほうからお答えさせていただきたいと思います。

【国際協力銀行 松田】

今のご質問、実施状況確認調査の関連だと思いますので、詳細はまた実施状況確認調査の報告をさせていただくとき、次回機会がありますのでそのときにと思えますけれども、一応4件、大規模な住民移転があって、そのうち3件が法制度に基づいて RAPが作成されているということであったかと思うのですけれども、その3件については現地で承認はされていたということです。ということだけでよろしいのでしたっけ。

【国際協力銀行 藤平】

補足しますが、当然それは承認されています。その上で、私どもの認識としては、これは EIAとパッケージのものであるということでもあります。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 清水さん】

今の藤平さんのお答えに対する確認の質問なのですが、EIAと一体のものだったというお話があったのですが、それはEIAと一体だったから、EIAと一緒に公開されたということでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

ちょっと補足しますが、今、藤平が申し上げたのは、EIAにも住民移転にかかわる記述があるということで、RAP自体は別に作成はされております。ただ、要するに、その概要はEIAにももちろん載っておりますので、EIAを公開することによって住民移転についての情報も公開されるということで、だから詳細なRAPのほうはちょっと公開はしておりませんけれども、EIAによって住民移転にかかわる情報についても公開はされているという意味で、パッケージということで申し上げたということです。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

1点質問したい点があるのですが、現行ガイドラインで環境アセスメント報告書の公開はガイドライン上でJBICが公開するということが義務づけられていて、もし仮に実施国で環境アセスメントの制度がある場合には、その承認を得なければならないということになっていると思います。仮に現地当該国で承認プロセスがない場合に、これまで環境アセスメント報告書はどのように公開していたのかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤井】

基本的には、EIAというのは現地法で求められていて、環境当局の承認を得るとというのが一連のごく普通のプロシージャですけれども、確かにごく数件、まれに、そういったものが需要ではないという中でJBICの融資を受けるとか、もしくは融資を受ける前提の前から自発的につくっていただいている場合もあります。ただ、その公開の方法というのですか、それはJBICによる公開というのか、それとも現地での公開という意味なのかというのは、JBICによる公開ということによろしいですね（「はい」の声あり）。JBICによる公開については、実施主体者に対して、これは別にそれに限ったことではありませんけれども、すべて現地当局の承認を得ているものも含めて情報公開をしますよと。その前提で我々に渡してください。必要な情報については、特に企業秘密とかそういった秘密な情報がある場合には削除なりしてくださいという前提でお願いして、徴求して、了解が得られているものについてはそれをそのまま公開するという手続をとっております。

【司会】

どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

そうすると、環境アセスメント報告書に関しては現地法制度で承認プロセスがない場合にも、承認プロセスを経ていないでJBICが公開していると。ただ、先ほどの藤平さんのご説明だと、住民移転計画書、もしくはそれ以外の重要な文書に関しては、承認プロセスを経ていないと公開しないということだったのですが、環境アセスメント報告書と住民移転計画書になぜそのような差が出るのかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ちょっと誤解を与えているのかもしれないので、整理しながら話をしたいと思います。実施状況確認のところの取り扱いとかそういったものももちろんあると思います。これから追加情報提供いたしますので、そのときに改めてクラリファイするということになるか

もしも、まず田辺さんのご質問に関してなのですけれども、現地法制で禁止しているとか、そういうことを公開するのは禁止であるというところまでひっくり返して、私どもが公開することはできないと思います。そもそも普通は、そういう EIAとか承認制度とか公開制度というのはほとんどの国は、ほとんどとはいいませんけれども、大半の国はある。それで公開されているものは、私どももそれで公開しますと。そのアナロジーで、EIA以外の重要な文書、あるいは主要な文書というものの定義は大事だと思いますけれども、かぎ括弧つきの重要な文書というものについて、現地で制度もあって承認、公開されているものであれば、これは今後私ども公開していく方向でありますと申し上げているわけです。

では、制度はないのだけれども、別に禁止もされていないというものに関しては、もちろんこれはプロジェクト実施主体の方々と話をした上で作成で公開しても問題がないというものであれば、それは公開していく方向だろうと思います。

それから、先ほどの清水さんからのご質問に対し、私どものほうの答えが必ずしも不明瞭だったかもしれないのですけれども、これまでは私ども公開、あるいは入手しているということで、ウェブにも情報、中身そのものではないのですけれども、何を入手していますということでやったのは EIAと。それは、私どものこれまでの考え方が、基本は EIAですねと。プラス承認許可書ですねということだったわけですけれども、先ほども申し上げましたように、これとは独立して住民移転計画とか、環境管理計画とかそういったものがあって、現地で承認、公開されているというものであれば、これについても、ある意味、今までとは取り扱いを変えて、私どもとして公開していくということの方向で検討していくということになります。クリアになりましたでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですけれども、制度はあるが、禁止をされている、されていない場合は……ごめんなさい。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

済みません。私の説明が不明確だったみたいで、申しわけないです。もう一度繰り返しますけれども、現地において EIA、あるいはそれ以外の重要な文書についても、当局の承認とか、プラス公開というようなものが普通の国はありますよねと。私どもが与信をするようなところは。その場合は、その制度によって承認、公開されているというものについては、私どもとしては EIAだけに限定するわけではなく、公開していきますよねと。

では次に、その制度そのものがない場合というときに、今度2つに分かれるわけです。制度そのものがない、かつ、基本的な政府のスタンスとかポリシーとして、そういうものは承認とか公開とかはもうやってはだめだというようなところがあった場合、これはちょっと仮定の話ですけれども、そういう場合にまで私どもが無理やり公開してください、あるいは我々のウェブとかそういうものにリンクを張ってとか、そのものを取り寄せて、現地でもだめだといわれているものを私どもほうで公開するというわけにいきませんよねと。それはご理解いただけますよねということを申し上げた。

そういう承認何とかという制度がない中で、でも現地で作りましたと。そのほうが環境社会配慮という観点においてはいいですよと。実際、そういうケースも、制度があったかどうかは別にして、私どものほうの融資を期待されているお客様からアクセスがあったときに、それは EIAとかをつくってみてはいかがでしょうかとあって、そうだねという話になってつくっていただいて、現地でしかも公開までしてというようなことはあるわけです。その場合、現地にそういう承認とか公開の制度が仮になくても、現地で作ってはだめだということになっていなければ、もちろん実施主体の方々がいいということが前提になりますけれども、それは私どもとして公開していきましょうということを上申している。クリアでしょう。

【司会】

よろしいですか。では、神崎さんから先に。

【 FoE Japan 神崎さん】

継続してのご質問なのですけれども、JBICの今のガイドラインの中には、住民移転が発生する場合は基本計画書が提出されなくてはならないことになっていますよね。これは、現地の法律に基づいて作成をしなくてもいい場合も、JBICは基本計画を入手することになっているわけなのですけれども、その場合の実際上の、今お聞きしたところ、今まであった4件のうちの3件は現地の法令に基づいて作成されているけれども、1件については求められていなかったために、入手されていなかったということになりますが、要するに私が心配しているのは、現地の法制度で作成しなくてもいい場合、果たしてJBICが基本計画書等で入手できる情報というのは一定どの程度のものなのか。あるいは基本計画というものがなくても、JBICは何らかの住民移転に関する情報は入手するわけですから、そのような情報は公開可能なのかということなのですけれども、わかりますか。済みません。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

もし間違っていたら仲間が訂正すると思いますけれども、大規模住民移転がある場合は、基本計画書というのを提出してくださいと。確かにこれは原理原則としてそうです。他方で、あくまでも、あくまでもというつもりはないのですけれども、そんな安っぽいものではないので。原則であると。基本計画そのものがなかったとしても、それに代替する情報というのが得られるのであれば、私どもとして完全にドアを閉じるということとはしていません。これが今の環境ガイドラインのたてつけであり、ここのたてつけというのは私は基本的に維持するべきだろうと思っていますのです。そういう意味で、基本計画書なるものがないという案件であっても、住民移転の情報については私ども確認し、それで結果的にゴーサインを出しているものがある。

これは、現地で公開されている情報なのかどうかということなのだろうと思います。現地で禁止されているような場合にまで、私どもが公開できるのかどうかということが問題だと思いますけれども、今までの問題というのは、私どもが環境社会配慮の確認をするかしないかという問題であり、その公開というのは、もちろんそれと全く関係ないわけではないのですけれども、ちょっと別の問題ですよねと。現地でそういう情報を公開するなど。

現地サイドでも公開するなというものに対してまで、私どもが無理やり公開を迫り、かつそこで仮にぶつかって、それで案件がとまるというようなことは、これは非常に限界的な事例ですけれども、それだけの理由でとめるというわけにはいかないでしょうと。私どもとして文書そのものとか情報そのものが必ずしも公開、いわばしたくてもできないという状況であったとしても、この案件は私どものミッションである日本企業さんの海外ビジネス展開というもののサポートから意義があると思えば、限界的な事例としてサポートしていくということはあると思います。環境社会配慮の我々の確認という話と公開という話というのは、限界的な事例においては区別する必要があると。

繰り返しになりますけれども、現地で公開するなといわれているものを、無理やり公開させることというのはやはり難しいだろうと思っています。私どもができるのは、公開することを懇請することなので、強制するというものではありませんので、それはある意味、OECDのコモンアプローチでもそういう促すというスタンスなのですけれども、それ以上強制する、あるいは強制するというクローズを入れた瞬間に、いってみれば日本だけがそういうものを入れるということを仮にやった場合は、その点において国際競争力を落としてしまうということにつながりかねないと思っております。補足があれば。

【司会】

どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

既に私の質問に答えたと思うのだけれども、そのまま。場合によって、ある情報を公開しなければ、公開を禁止するなら、その案件を進めないほうがいいのではないですか。その情報の種類によるのですけれども。済みません、私の質問が伝わったかどうかわかりませんが。

【司会】

お答えいただけますか。

【国際協力銀行 藤平】

おっしゃりたいことはよくわかります。何というのでしょうか、ちょっとこの話という

のはそもそも論の話、限界的なケースだということもあって、いってみれば重要な情報であるという、しかも環境社会配慮の観点から重要な情報であると。それを隠す、出さないというような国とかそんなものに出していいのか、多分そういうお考えなのだと思うのです。それは単純にそういう割り切りができることで、仮にそういう規制とかやっている場合、そういうことだけかどうかというのはよくわからないと思います。ケース・バイ・ケースだと思っています。ただ、逆に申し上げるべき話として、もちろん完全に閉じている国というのは余りないのだろうと思うのですけれども、何らかの理由で、それこそ重要な文書に当たるものの公開を禁止しているというような国があったときに、直ちにそういう国に対して私どもは融資をしませんということをいうべきかどうかということについては、それは一概にバツテンをつけるような話にはできないのではないかと考えています。

おっしゃっていることはよくわかります。ただ、これは個別のケースをみていかないといけないのではないかなと。個々の事情というものを勘案してみないと、一律にイエスとかノーとかそういうことはいいがたいものなのだろうと考えております。

【司会】

どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

提案なのですが、現地で公開すべきか否かという議論は、また恐らく非自発的住民移転なり先住民族のところでは別途議論する時間があると思いますので、その議論は一たんここでは切ったほうがいい。要するに、現地で公開されたときにJBICさんが何をするかという議論と、現地でそもそも公開していないときに現地での公開を義務づけるべきかどうかという議論は、私は別の議論だと思っておりまして、その議論はその議論でまた別途、先住民族のところなり非自発的住民移転のところなりでしたほうがいいのかなと私は今の議論をちょっと聞いていて思ったので、何か議論がそのままずっと現地との制度の関係にずぶずぶと入ってきているのでちょっと心配しているのですが。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

もちろん、私の中でも時間というものを気にしていないわけではないですし、今のご提案というものは建設的なご提案だと思っていますし、実際、きょう、非自発的住民移転というのをもう1つのメインイシューとしてやるということなので、皆さんがよろしければそうしたいと思っています。恐らく情報公開のところではほかにも論点があるのかもしれませんが。いずれにしても、私どもとしては、ここは改訂に後ろ向きということではありませぬので、余り抽象論をやりとりしていても思っているところは確かにあります。そういう意味では、現地での公開云々というところについて、むしろ非自発的住民移転のほうで取り扱うというのには、私は賛成いたします。よろしければこの部分の論点についてはそちらのほうに譲りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

主要な文書の公開という部分については先に議論を進めていただいてもいいかと思うのですが、もう1つのポイントの翻訳版のほうについてちょっとコメントがありますので、いわせていただきますと、先ほどの藤平さんへの質問の回答で、翻訳版をみている場合もあるとおっしゃいました。やはり藤平さん自身もおっしゃったように、理解できる方が非常に限られるようなEIAというのは、JBICのような組織でさえも、やはり翻訳版を参照しつつ、あるいは基づきつつレビューをされるというような状況だと思うのですが、それならば、私どものような一市民にとっては、より一層、例えばロシア語の情報だけ公開、EIAを公開していただいていること自体は非常にありがたいとは思いつつ、ロシア語のものだけをみても、やはり状況がわからないという、実際にステークホルダーとして何か意見が言いたくてもいえる状況にないと、入手できる情報が非常に限定されてしまうのです。それはやはりガイドラインの目的に沿ったものではないと思うのです。ですから、ガイドラインの目的に沿って、本当にステークホルダーからの意見を歓迎してくださるのであれば、やはり翻訳版についても公開をぜひしていただきたいというのが私の考えです。

【司会】

ありがとうございました。清水さん、どうぞ。

【 FoE Japan 清水さん】

私も翻訳版についてなのですからけれども、JBICさんが融資されたカシャガン油田事業に関してなのです。翻訳版についてJBICさんのほうでは公開していただけなかったわけなのですけれども、私が実際に事業者のほうに会いに行ったら、私が請求しなくても、向こうから積極的に英語版を出してくれたという事例がありまして、そうすると、JBICさんが公開したくなくて、事業者が公開してもいいよというようにいっている場合も、公開してくれないのかというように思っておりまして、なので、JBICが例えば事業者に聞いて事業者がオーケーといった場合は、翻訳版を公開してもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

翻訳版を事業者が私的に出すという分には、それはその事業者の責任でもってという話になると思いますけれども、特にガイドラインで定める、定めないという話になりますと、翻訳版についても公開しなければならないとか、公開したほうがいいということについて、それを他の国、他の事業についてもすべて一律に課すということについては相当慎重な検討、それは今まで私どもの藤平を中心にご説明させていただいた理由で慎重にならざるを得ないというか、そこの責任についても非常に慎重にならざるを得ないという、私は個人的かもしれませんが印象をしております。

あと、これはちょっと私からの質問というか、私のちょっとぴんとこない点なのですが、JBICは基本的に翻訳というと日本語版ではなくて英語版を何とか取り寄せるとか、もしくは自分たちでどこか委託してやるということもありますけれども、その英語版について公開する相手、だれに対して英語版を公開するのかなというのが、ちょっと1つの疑問です。現地の人たちには当然英語よりも現地語のほうが、当然なのですけれども、いいと。例えばJBICが日本国民に対して責任を果たすべきだということ、特に EIAというのは先

ほどからおっしゃられているとおり専門的な用語が入っていますと。その中で、英語の専門的な EIAを読むだけの日本国民がどれだけいるのかなというのがちょっと疑問でして、確かに世界じゅうにというのもあるかもしれませんが、私個人的には、JBICが皆さんからいろいろな意見を聞くというあれもありますけれども、当然 EIAというのは膨大な資料になりますし、EIAだけではなくてほかの資料も膨大になるものもあります。その中で、自分たちの先ほどから申し上げております責任というか翻訳のリスクをとって、世界じゅうの人にばらまくとか、ばらまくという言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、みていただく。それで誤解を生むかもしれない。私の経験上、極端な例でいえば、川の上流にマグロがいると。マグロが何で川にいるのだろうかというのは、当然それはマグロではないということを一生涯懸命確認し 余りにも冗談かのような本当の話ですけれども、新種かとかそういった議論になってしまうのですが、そういったリスクをとるという中で、だれに対して英語版を公開するのかなと。その整理をいま一度、私、皆さんのお話を伺っていてもわからないなというがあるので、ちょっとお話を伺えればと思います。

【司会】

藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

FoEの方がおっしゃりたいことというのは、私なりに理解はできていると思います。その上での話として、これは別に原理原則論だけいうつもりはないのですが、まず私どもは環境社会配慮の確認をする主体ですねと。もちろん、それは実際に公開している資料以外のものでも、質問状のやりとり等々も含めて、現地のほうの実施主体が環境社会配慮というのをきちんとやっているかどうかということ私どもで確認して、その上でそれを融資に結びつけているということですよと。したがって、一義的に環境社会配慮をやるに当たっての重要な書類というのを公開するのは、あくまでも実施主体の方ですよと。それはだれに対してやるのか。プロジェクトを実施するところの現地の人に対して一義的に公開してしかるべきですよ。であれば、現地語のものが公開されていれば、現地の方、あるいはその影響を受ける住民の方、その現地の NGOの方にとってはそれで十分なわけです。私どもがそれを確認するに当たって、翻訳版というものも参考資料としてそれは入手して、それを確認の1つの用途として使っているということになるわけです。

では、私どもは何で情報公開をするのかといたら、日本国民の方々に対してJBICがしっかり環境社会配慮の確認をやっているということを見せるということだと。その1つの話は、これだけで十分だなどと申し上げていないので、誤解を招かないようにしていただきたいのですけれども、私どもは目をつぶって、あるいは人からいわれていることだけをみて、いわれた話だけをもって、環境社会配慮の確認をやっているというわけではないですと。ちゃんと現地で公開されている EIAなりなんなりというものもとっていますと。その中身というのを、もちろん翻訳も使いながら、あるいは質疑応答もしながら、クラリファイもしていますと。その上で社会配慮確認というのをやっているのですということをお知らせするのが、まず一義的に重要なことではないかと思うわけです。もちろんそのやっている過程をできるだけ透明性高くとかという、透明性という言葉は魔法の言葉なのであれなのですけれども、透明性を高くして私どもがどのように物事を考えてやったのかということまでみせると。この議論はあるかもしれませんが、それを突き詰めるがゆえに、私どもとして責任が完璧には負えないというようなものまで公開するのはどうかと思っているということなのです。

したがって、翻訳版も、先ほどカシャガンとおっしゃいましたけれども、カシャガンの案件が実施主体の人がつくって、それはどの程度の正確性があるのかどうか分かりませんが、参考までに、はい、あげるよとくれたと。それでもって、その内容だけごらんになって、もしかしたらそれが事実と違ったときに、それでさらにそれが仮にご指摘になってだれかと紛争になったときに、だれが責任を負うのですかと。参考資料というものと、私どもが公開して、これをいわば環境社会配慮の一資料として、参考資料という言葉もまた麻薬みたいなものなのですけれども、私どもが公開すべきものというのは、やはり金融機関として、いってみれば真正なものであるべきでしょうと。ですから、そこら辺はお考えになっていることは私どもよくわかるのですけれども、そのお考えになっていることを追求するがゆえに、ある意味、透明性高くとか、できるだけ一般の国民の方々にもわかりやすくするためにということを追求め過ぎると、しよえない責任まで我々が負ってしまう、あるいはそれに近い状況をつくり出してしまわないのかと。ここを恐れているのです。

繰り返しになりますけれども、これは今、私どもが考えているアイデアであり、翻訳版についてはどうかと思っているということなのですけれども、逆にいうと、翻訳版でも、繰り返して申し上げますけれども、現地でそれなりの証明がされ、これは正しいものですと。お手本訳か何かわからないけれども、そういうものがされ、かつ現地でも公開していいよ、

どうぞといわれているものであれば、私どもは公開するというにやぶさかではありませんと。でも、翻訳版ということでいっているのは、大体そういうたぐいのものではないでしょう。そこがポイントですよ。それに関しては、私どもはやはり負えないものまでは無理でしょう。幾らディスクレーマーをつけたって、皆さん、ディスクレーマーつきのほうだけ読まれますよねということです。今のところ、私はちょっとそこの一線を越えるのは難しいのではないかと考えております。

ここの点に関してさらなる議論があればあれですけども、そうでなければ、ほかの論点とかに移りたいとも考えております。

【司会】

どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

どこの国際会議でも学会などでも共通言語というかその言語が決まっています、それ以外のものについては参考資料という形で提示するということが原則だと思うのです。JBICが何語を使っているか存じ上げませんが、全部日本語ではないわけで、例えばこの9ページの下9のところにスクリーニングと書いてあります。これは多分、英語から訳したものだと思いますけれども、これに該当するぴったりの日本語はないものですから使っているわけです。アセスとかプロジェクトとかというのはある程度ほかの言語で、標準的日本語で表現できるのですけれども、スクリーニングについてはないわけで、ですから、要するに、どこかと仕事をするときには共通な言語というものがあって、契約などをする言語が決まっているはずですから、それが正規の言語であって、それ以外のは参考資料として、公開するかどうかは事情によるでしょうけれども、そういう取り扱いで私はいいと思うのです。

だから、あれかこれかではなくて、これが正規のものだ。しかし、これでは困るという不便だから、信頼性はともかくとしてこれをリファードしたのだと。参考文献としてそれを決めることは、公開は別ですけども、それはいいと思うのです。そのようにしないと、どれが本物か、どれが偽物かということがわからないわけで、問題になったときには本物、つまり両方の間で取り決めた正式な言語で書かれたものが本物であって、それ以外のもは本物でないというような取り扱いができると思うので、そのようにしていると思います

けれども、改めて、ただ翻訳ということではなくて、オーソライズされているかどうかといういろいろな問題がありますから、オーソライズされたものというのはJBICと相手国との間の共通言語で書くということが決まっているはずですから、それが正式なもので、それ以外のものはレファレンスであるというように扱えばいいと思います。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

今、翻訳の件でごたごたやっていますけれども、英語の問題ではなくて、現地語と翻訳ということではなかったのですかね。というのは、今、抽象論議をただやっているだけで、実際それによって何の問題が起きたかという議論がないのでよくわからないのですが、現実に私などはいろいろな国で国際競争の中で仕事してきたのですけれども、言語というのはそのカルチャーを反映したものですから、日本語なり英語なり現地語をやったって、絶対、どこかで違って来る。つまり違って来るというのは、皆さんが指摘しようという、微妙なところが違って来るはずなのです。

1つ例をいいますと、現地語はほとんどの方はわからないからあれなのですけれども、例えば中国語と日本語、あるいは英語との問題で、実際のプロジェクトで紛争になったことがあるのです。例えば我々はこうねばならないというようなことを書いたときに、英語でいうとshall be responsible forというのを、中国語では責任を負う、負責、フーザと発音するのですけれども、書くのです。そのときに、中国側ではそれを書いたら、そこまで認識をしていなくて、ただこうやります程度なのに、それが英語になるとshall be responsible for、日本語になると責任を負うという非常に積極的な意味になってくる。ということで、我々はそのもとの中国語がもっと重い意味をもっていると思っていたのに、現地語ではそんなことはなかったというようなことがあるので、この翻訳というのは簡単にいいますけれども、非常に微妙な問題が起きたときにはすごくリスクが高いと思います。何か問題が起きていたなら、今まで何か具体的にあったならば、その辺の解決方法はあると思うのですけれども、ただ翻訳をよこせ、よこさないという議論は非常に抽象論議をしているだけで、時間の無駄だと思います。

【司会】

ありがとうございました。では、福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

3点ほど申し上げさせていただきます。

1点は、私のこれまでの経験は実は FoEの皆さんとは違って、私は現地語だけを出されたという経験はありません。円借款のプロジェクトもありますし、国金のプロジェクトもありますけれども、これまでJBICさんからの情報公開ということで、大体英語のものをいただいているのです。その英語の情報に基づいて何か物を申し上げたときに、それが例えば現地の内容とは違うからとか、英語の情報で翻訳版なのでそこまで責任を負い切れる、負いきれないというような、何かぎりぎりした議論を私は全くした覚えがなくて、むしろ、そういうことでしたらちょっと現地のほうに確認してみますということで建設的な議論をなされていますので、ディスクレーマーをつけたとしてもそこばかりみるでしょう、そこについては責任を負いきれないのですよという藤平さんの発言の真意というのが、私は実はよくわからないのです。英語のものを今まで出していたということは数多くありますし、別にそれで僕は大きな問題をJBICの方が感じていたとは思いませんので、リアリティーのある話としてどういう事態を想定して懸念されていらっしゃるのかというのが、私はよく理解できません。

2点目は、公開の目的というのは非常に重要だと私も思っていて、何のために公開するのかというところに多分立ち返って議論すべきなのだろうと私も思います。JBICが独自に情報公開を行う理由というのは私は2つあると思っていて、1つは、JBICがJBIC自身の環境レビューにおいて情報提供を受けるためというのと、もう1つは、現地での情報公開が、これはどういう表現を使うか微妙ですが、現地で必ずしもきちんと情報公開されていない場合に、そこに補完できる情報が公開され、日本を通じて現地に情報がフィードバックされるということもあるのだなと思います。

日本語ではなくて英語を出してだれがみるのだということを藤井さんから宿題をいただいているのですが、環境アセスメント報告書というのは非常に専門的な文書でありまして、もともとそんなに多くのオーディエンスを想定できる文書ではないと思うのです。それは、日本国内で英語で公開することと、現地語で公開することによって、それは読める人間の数はかなり違ってきますし、海外の事業の環境アセスメントというものに携わる日本人の

たちというのは、それによって読めることになるので、そういう意味では日本でそういう専門的な知見をもった人たちに対する情報公開なのだろうと思います。一方で、日本語で情報公開、例えば日本語翻訳版をつくってくださいという話はしていませんが、日本語で公開したとしても、それほど多くの人が環境アセスメントというのは読み解き、コメントできるものではないのではないかとともに思います。

3点目なのですが、先ほどから、翻訳を行うことによって生じるリスクというものと、翻訳版を公開することによって生じるリスクという2つの議論がごっちゃになって議論されているのではないかと私は思っています。かなり先に藤平さんが翻訳のリスクをとることはできないとおっしゃったのですが、実はJBIC/NEXIは既に翻訳のリスクそのものとは持っているわけです。それは翻訳版を徴求し、あるいはみずから翻訳版をつくることで、もちろんそれだけでないとおっしゃることはよくわかりますが、しかしそれに基づきJBIC/NEXIは環境レビューを行うというのは現状であるわけです。これはまさに翻訳リスクを現状で負っていらっしゃるわけですね。

問題は、公開が新たにどのようなリスクをもたらすのかということをお私たちはこの場で、公開について話しているわけですから、議論するべきだと思います。そう考えると、実は公開というのは翻訳そのものもつリスクというのを減らす効果があるのではないですか。今、既に翻訳版というのをを使って審査している。それだけではないとおっしゃいますが、そこに何か誤りが含まれている可能性というのは十分あります。では、公開を行ったほうが、翻訳によって生じている何かしらの誤解だったり、誤った情報というのを正し、よりよい環境レビューをする可能性というのは高まるのではないですかというように私は先ほどからずっと申し上げているつもりです。そういう意味で、翻訳をすることによって違う情報が出てきて、何かねじ曲がってしまうかもしれないという話と、公開をすることによってどういうリスクがあるのかという話は、2つ別途の議論としてするべきだと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい。

【日本貿易保険 稲川】

済みません、JBICさんに先立ってコメントしてしまうのでご容赦いただきたいのですけ

れども、今、福田さんが非常にいい整理をされていて、何かさっきから迷走している一番の理由は、公開をする話と、それに基づいてレビューを行うという話、そこを藤平さんもさっき踏まえて話されていたので、なかなか迷走しないように整理をしたいのですけれども、責任という言葉で多分振り回されている。オーディエンスの方の中にいると。情報公開のときに説明責任、アカウンタビリティという話が出てきている。その一方で、事業者はこの事業に対して環境社会配慮をきちんとやるという責任がありますので、私ども JBIC/NEXIはその事業者がその責任を全うしているかということを確認する責任があるというのが一番大きな責任だと思うのです。お互いにビジネスとして負っている。その一環として、情報公開の責任がある。つまり、どっちが大事だという意味ではないのだけれども、情報公開の責任は派生的に出ているのだらうと。事業者は当該国の国民に対して、当該国の法令と、事業者としての道義的な責務として、当該国の中で自分たちがどういうデュープロセスを踏んでいるかということの公開を行っている。私ども JBIC/NEXIについてはその確認を行っていること、政府系の機関として日本国民、あるいは当該国等の国民に対してデュープロセスを行っていることを示す上で、情報公開を行っているということとこゝろですと。

その意味では徴求するリスク、まさにそのとおりで、その点でもうちょっと平たくいってしまうと、私も幾つかの国のレビューをやっている中で、あなたの国は英語が母国語ではないよねという国で、英語の EIAを使っている国はあるわけです。公用語にもなっていない国でも私は英語をみましたし、そこになってしまうと、私たちが違っているかもしれない。実はマグロの話、川にいない魚の話は私は本当に読んだことがあって、生態系のところで延々とやったのです。それはどうでもいいのですけれども、やはりあるわけです。それは仮訳版なのか、その国の人がちゃんと訳してせいぜいやっても絶対ある話だと。そこは構わないと。そこは何なりのリスクがあって、そこは何なりと負っていると。

それに対して、公開するリスクとは何だろうと思ったときに、公開するリスクは、先ほどいったように、事業者が、あるいは JBIC/NEXIもそうなのですけれども、実施していく上できちんと負わなければいけない責務、その派生であるにもかかわらず、公開のリスクはつまりその中ではもうちょっと低いわけですね。翻訳まで出すのかと。事業者としてはっきり公開するとなると、ここはあれだと思うのですけれども、事業者の了解をとらなければいけないと。事業者の中で責任を負っている人たちもいるわけです。英語が母国語でも公用語でもないのに、英語の EIA等を公開している人たちがいる。この人たちは事業

の責任と公開の責任を両方とってくれている。ところが、結局、翻訳をしていない人たちはそのリスクを負えないのだと思うのです。

先ほど福田さんたちもおっしゃっていたとおり、専門的な人が何人いるのかと。プラス、これ、英語ですよ。日本のどこかの環境アセスメントを、例えば福田さんでもいいし、藤平さんでもいいし、私でもいいのですけれども、全部英語にして出さない、責任もちなさいといわれたら、これは相当の覚悟ですよと。そこを事業者の人に、あなた、これで何か来たら、これを公開するとどうなるのと聞かれると。自分の国民ではない人たちとかいろいろな人から何か来るかもしれないよ。そういうためのものだからといいましょうと。専門的な人からいろいろなご意見だとか来るかもしれないよと。そうすると、結局、二の足を踏んでしまう人というのは出てくる。ええっ、何でそれ、おれが責任とらなあかんのと。そういったときに、名前を忘れてしまって済みません、先ほど青いシャツの方がおっしゃったように、そこでぐるぐる回ってしまうというのが本当に効率的なのかと。

その一方で、JBIC/NEXI、さっき翻訳版も、それからそれ以外の重要な書類というのもしっかりとめて、何を公開しているかどうかとは別に、環境社会配慮確認を行う上で必要な書類は全部徴求していると。公式、非公式に徴求して、納得しない限りゴーは出さないわけですよ。その国がEIAそのものを公開していないというのは、さっき藤平さんいってたとおり限界例なわけですけれども、そういう場合であっても徴求はしているわけです。公開はしないけれども、みないと融資を受けないよと。そこはやっているのだと。何かさっきからその部分の議論というのが余り区分けができていない。みせていないことイコール、私たち 私たちがだれかわからないのですけれども がみられないので、ちゃんとやっているかどうかわかりませんというけれども、そこはちょっとごっちゃにしないほうがいいのかなと思う次第です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

質問なのですが、JBICがほかの、つまり日本語以外の言語を使うところと契約するときには、日本語と限らない正本というものが決まっているのではないのでしょうか。それをお尋ねしたいのですけれども、もしそれがあれば、それ以外のものは偽物という語弊があ

りますが、それから派生したものであって、それほど重い責任をもたない、もてないからということになると思うのですけれども、それでちょっとお尋ねしたいのです。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ご質問いただいている趣旨が私としてちゃんと理解できているかどうかあれなのですが、私どもにとっても、もちろんこの情報公開とかそういうものも大事な話なのですが、今、稲川さんがおっしゃったとおり、私どもにとって一番大事なことというのは、融資を行うということになります。そういう意味で、融資をする相手方が当然日本人でないこともあります。その場合は、日本語で契約するということはまずありません。融資契約は、特に外国の方と直接やるというケースが多いわけですから、ほとんどのケースが英語になります。

その英語の契約に対して、私どもは別に日本語の翻訳とかそういうものは作りません。それはあくまでも融資契約というものであって、これはまさしく私どもと借入人との間の重要な契約書ですけれども、今ここで議論しているのは、それとはちょっと性格を異にする、私どもが環境社会配慮するために必要な文書というのは何かということで、しかも翻訳版というものが仮にあったときに、それをどのように取り扱うのかという議論だと思っていますので、参考資料の部分も含めて私どもは当然もっていますけれども、その参考資料というものも今の情報公開の過程においてどこまで出すのがいいのか悪いのか、こういう問題だと思っています。

いずれにしても、私どもは、いわゆる契約のたぐいの正本というのは基本的には英語であります。よろしいでしょうか。

【司会】

はい。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

そうしますと、直接契約には関係しなくても、それに影響を与える種類の、例えば環境

アセスメント評価書などというようなものが出てきたときに大体が、私の理解がどうか知りませんが、環境アセスメントというものは日本の場合にはアメリカからの直訳でありまして、日本語で書かれたものはすべて英語に一義的に、ほかの言葉を入れないで、1対1で翻訳できる性質なもので、ですから、英語が契約書として通用する国であるならば、英語で書かれたものが共通なものとして理解できるのではないかと。だから、それ以外の言語で出されたものはフォーマルでない、サブフォーマルだというように解釈すれば、こういう余計な時間を使わないで済むのではないかといっているわけです。

ですから、一応共通理解をできる言語があって、それに基づいて契約はすると。契約に派生するという言葉は悪いですがけれども、それにたどり着くまでのいろいろな文書は英語、またはそれに準じた言語で書けば、厳密な英語でなくても、いわゆるクレオールみたいなものでも、一応理解が得られる。だから、そういうもので書かれたものは正式なものとして想定していいけれども、それ以外のものは私家版というか、そういう形でやって、オーソリティーが余りないというように考えて処理すればいいと思うのです。翻訳をどうのこうのということをやっていくと、いろいろな翻訳が出てきてしまって、どれがどれだか、オーソライズできるのか、できないのかありますから、そういうことで時間をつぶさないために、私は申し上げたつもりだったのですがけれども。

【司会】

ありがとうございました。では、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ちょっとシンプルにいきたいと思います。もちろん契約という文書と、それから環境社会配慮を含めたいろいろな審査をするに当たって必要な文書というものは区別するべきだろうと思っています。それから、情報公開として何を文書として出すのか出さないのかという話と、私どもの実際の契約とかは当然のことながら、これはまさしく守秘義務に該当してしまうものなのでこれは公開しておりませんが、そういう契約行為の対象となる文書、そういうものは区別するべきであろうと思っております。ご意見をいただいたことに関しては、ありがたく思っております。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 清水さん】

先ほどの藤井さんのご質問に答えさせていただきます。まず、翻訳版の公開についてだれに対するものなのかというのは、福田さんのお答えと一緒にです。その上で、個別具体的な事例として、私たちは、では何が困ったのかということについて説明を差し上げたほうがいいと思いましたので、説明いたします。

FoE JapanはJBICさんが融資されているプロジェクトについて、いろいろな国の NGO、もしくは住民から、影響を受ける住民なり、その近くに住んでいる NGOなりから、事業の問題点なりなんなりについて情報の提供を受けることが多々あります。そのときに、では FoE Japanとしてどうしなくてはいけないかということ、その情報をJBICさんにもっていくと。問題をもっていくわけなのですけれども、そのときに私たちとして何に基づいてJBICさんにお話に行くかということ、EIAが例えばフランス語であったりとかロシア語であったりとかという場合には、現地の NGOのクレーム、もしくは私たちが現地に行ったときの情報に基づいてのみというわけではないですけれども、そういう情報に頼らざるを得ず、EIAの本部に当たらずJBICさんとお話することになるというのが、個別の私たちが具体的に感じている問題なのです。一般論でいえば、先ほどだれに対して公開するのかというのは、福田さんがおっしゃったのと同じで、EIAについて英語で読める限られた人というのはそうだと思いますけれども、個別具体的な FoEの事例についてご説明したほうがいいと思ったので、説明させていただきました。

【司会】

どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

翻訳の扱いについて、私どもの組織のケースをちょっとご紹介しながらお話をさせていただきます。

私どもでもある資料を翻訳をして、実は内部でいろいろ検討したりすることがございます。そういう翻訳版というのは使いやすいものですから、私どもの組織のサービスとして

公開しようではないかという提案をしたのですけれども、そのときに反対が出た理由というのが、あくまで内部の検討として使っている分には問題ないと。ただし、それを公開しようとなると、やはりそこに責任が生じて、それが正しいものなのかどうかチェック、ダブルチェック、そうした上で公開をせざるを得ない。それだけの労働がかかること、それから、そのようにしても果たしてそれできちんとしているかどうかというところまでチェックができるのかどうかという議論というのが随分出ました。先ほど、参考として出せばいいのではないかと、もしくは参考として出して、いろいろ、ここ、間違っているよという意見が出れば、それはまたそれでプラスになるのではないかとのお話もあったのですけれども、組織として書類を出すとなると、そういう形ではなかなか難しいのではないかと思います。

さらに、例えばその現地の言葉が一般的でない言葉の場合、例えばロシア語であったり、インドネシア語であったりという場合の翻訳をする場合には、多分業者さんを使って翻訳をされると思うのですけれども、その業者さんが行った翻訳というのは果たして正しいものなのかどうか。それはだれがチェックをするのかというように考えますと、恐らく内部的にはそういうチェックのできる人というのは1人か2人、せいぜいいてそんなものだと。では、それをそのまま出して責任をもつのかどうか。もちろん内部でそういう現地の言葉がわからないから、英語の翻訳版をベースに審査を進めましょうというようになった場合に、では同じではないかというようにおっしゃられるかもしれませんが、恐らくそういう作業をされるときには、ずっと英語で読んでいって、何かおかしいところというのは、うんっというところがあると思うのです。恐らくそういう場合には、どなたかわかる方に原文のところを、これ何か英語とおかしくないかというような作業を多分されながら、審査をされているのではないかと思います。私どもの場合にはそういうやり方をしているのですけれども、ですから、翻訳版の公開というのは参考資料としても出しにくいのだなというのは私も理解できるなと思います。ちょっと感想的なお話で申しわけないのですけれども、以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

いろいろご意見をいただいて、若干議論がかみ合っていないとか、あるいは堂々めぐりしているようなところもあるのですが、まず結論から申し上げますと、現時点では私どもは翻訳というものに関しては、どちらかというとネガティブであるということではあります。ただ、きょういただいているご意見、それからこれまでいただいているご意見というものを踏まえながら、私どもは検討をもう一回していくということにしたいと思っております。それがまず結論です。この翻訳について、これ以上の何か新たな論点、ご意見が出てくるとは思えないので、次に移りたいと思うのですが、これが結論であります。

いろいろなご意見をいただいております。例えば福田さんからいただいているご意見、恐らくそれは1つのご意見なのでしょう。私は別の見方があると思っておりますし、翻訳リスクをとれないということ、だからこそ、それだったらクオリティーを上げるために公開したらいいのではないの、これは1つのご意見です。でも、実際に今、産業界の方から、長田さんからお話があったとおり、出すほうの側としては、別に金融機関であろうがなかろうが、いいかげんなものを出すわけにはいかないというのも、これは当たり前の話であって、私も皆様方が、あるいは一部翻訳版を公開すべしとおっしゃっている方々のご意見というのを全く理解しないというつもりはないです。理解はよくできます。その上で、最終的には私どもが責任をもって判断をしていかなければならないのだらうと思っております。責任がどこまでとれるのかと我々が考えているのかどうか、そこに尽きると思っておりますし、その上において何が本質か本質でないのか、何が一義的にやらなければいけないのかどうかということ考えた上での、私どものいわばこの議論を踏まえた案をお出ししたいと思います。

よろしければ、ほかの論点に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。情報公開の話をよくしければ、情報公開の次の論点の、きょうのメインテーマのもう1つである、非自発的住民移転のところに行くという、もともとそういうお話だったと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

【司会】

はい。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

情報公開は、今議論をしていたのが論点の9だったと思うのですが、実は論点の10、11、12までだと思うのですが、それぞれ別々の論点があると思いますので、よろしければ順に議論させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

そういうことであれば、9は以上で、次、10ということでまいりたいと思います。ある意味、10については、私ども最も踏み込んでいるというか、ということのポジションを出しているわけでございますけれども、これについて何かあればでございますが、なければ私どもの考えというものをちょっとお待ちいただくということだと思っております。

【司会】

では、福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

論点の10については、恐らくこの一連の9から12番までの中ではJBIC/NEXIの現在の考え方というのを最もわかりやすく、前回既にお伝えいただいたところだと思います。なので、ここで先ほどの翻訳版のような派手な議論をしようというつもりは余りございません。

1点だけ私から申し上げさせていただきたい点があるのですが、環境社会配慮に関する主要な文書というのをウェブサイトで公開した場合に、現地の事務所なり在外公館で公開する意味は何か、あるいは無償で配布する意味は何なのかというお問い合わせをいただいております。これに対する私の考え方、私だけではなく、ある程度NGOの間で相談した上で話させていただくわけですが、1つは、現地事務所、あるいは在外公館での物理的な公開ということには必ずしもこだわらないというのが現在での私たちの考え方です。一方で、実際に影響住民の方にはウェブサイトからダウンロードして、それをプリントアウトすることが困難な場合ということは、あるいは現地のNGOもそうですけれども、想定されますので、できればリクエストに応じて無料で送付するという点についてはご検討いただきたいと思います。

確かに、恐らくこのやり方の唯一の問題点は、どれだけ来るのかわからないとか、コス

トがかかるという話だと思うのです。その点については私たちもよくわからないと思っ
ているのですが、恐らく1つは、ウェブサイトで公開することで、いろいろな形で、例えば
現地の NGOなり、私たちということもありますけれども、仲介できるということはふえる
と思いますので、こういうものがたくさん来るといことはそれほど想定されな
いだろうと思っ
ていますし、あるいは、これまでの実績からいっても、恐らくJBICさんにレターが来て、
この文書のコピーをくださいと。 NGO提言にも書きましたが、では竹橋に来てくださいと
いう話があるわけですが、というようなやりとりがたくさんなされているわけでもないの
だろうと思っ
ておりますので、そんなにコストはかからないのではないという弱々しい
こちらからの発言をさせていただきたいと思っ
ております。

現実問題、確かに各国の、例えば首都にある NGOであるとか、日本の NGOだとかいうと
ころときちんとコンタクトがあり、そういったウェブサイトへ何かしらの方法でアクセス
できるという状況にあれば、それはそれで構わないだろうと思っ
ますが、そうではない場
合というのがございますので、そういった点についてもお検討いただきたいと思っ
ます。
現地での公開というのは事業者がやるべきだろうという話は確かにそのとおりですが、必
ずしもそのとおりい
かない場合というのを私たちはたくさんみてきています。 JBIC/NEXI
が公開することの意義というの
は、一義的には、ここの日本国内、日本のステークホルダー
に対して JBIC/NEXIがやっている活動をきちんと説明するということがあると思っ
ますが、一方で同時に、現地で必ずしもさまざまな理由でスムーズに公開されてい
ないとい
うことを補完するという意味はあると思っ
ますので、要請に応じた無償での複写の交付
ということについては、ぜひご検討いただ
きたいと思っ
ています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

貴重なご意見ありがとうございます。弱々しいとおっしゃいながら、立派に強いご意見
だと思っ
ますけれども、確かにここはコストの問題だと思っ
ています。どのくらいの数が
来られるのかというのは、正直、読めないところがあります。それから、仮に現地とい
うか第三国の方から要請があ
って、例えば本店そのものに要請があ
って、それをプリントア

ウトするという自体は、数にもよりますけれども、大したことないのですけれども、果たして本当に無償かなというようにも思うところがあります。私どもはやはり、そこら辺は問題意識をもって私どもにコンタクトをとられるという場合に、少なくとも私どものビジネスというものに土地勘のおありになる NGOさんとかほかの有識者の方々というものに多かれ少なかれご相談とかをされた上でアクセスされるのだろうと。私どもの中で多分内々期待しているのは、ウェブというのは私どもとしても今までに比べれば、これはコストの点においてもそうですけれども、かなり思い切ったかじを切ることになるのですけれども、それ以上のところについては、むしろ福田さんなり、清水さん、神崎さんという方のアシスタンスというものを得て、情報提供されるということをごどこかで多分期待しているのかもしれないですね。

よく私どもいわれるのです。NEXIさんは知らないですけれども、もっとフレンドリーかもしれないですが、JBICって敷居が高いところだよなと。よくそういうご批判を浴びます。そういったところもあるでしょうから、ましてや見ず知らずの現地の方々であれば、JBICなんか行ったら全然相手になんかしてくれないんじゃないのとか思っておられるかもしれない。恐らくそこら辺のところの間をこれまでもつながれてこられたのでしょうし、これからも多分、そういう役割も担っていかれるのではないのかなと思っているところがありまして、無償での情報提供というご意見があったということは承りたいと思います。一応、そういうご意見があったということで、私どもは今後の検討の1つということで考えたいと思いますけれども、直ちに、わかりましたというのはちょっと控えたいと思っております。多いか少ないかという問題ではないような気がしますし、どうしてもそこはコンサバティブに物事をみてしまうところもありますので、ここはちょっと検討させていただくということでもあります。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

ここは別に派手に議論するところでもないなので簡単にしたいと思いますが、役所と特殊法人は違うのだという考え方もあり得るかもしれませんが、一応似たような情報公開制度に日本の場合はなっていると思うのです。役所の情報公開の場合には、生活保護者とか低

所得者に対する手数料の減免というのが手数料の規則の中に定まっているのです。特殊法人はどのようにしているか、その法人によっても多分違うのだらうと思うのですが、なので情報公開のときに例えば発展途上国の影響住民は、日本の所得水準で考えれば非常に所得が低いということになるでしょうから、そういうことも考えると、減免するということは発想としてはそんなにおかしいことではないのではないかと思います。多いか少ないかの問題ではないともおっしゃいましたが、役所の場合は多くてもやらなければいけないから、一生懸命やっているということもあるのかもしれませんが、そんなこともあるので前向きに検討いただければなと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご意見ありがとうございます。まだ無償どうのこうのとか、プリントアウトしてどうのこうのということを私どもとして決めているわけではありませんので、その先のお話にお答えするのは難しいかなと思っていますけれども、今のようにコスト云々とか手数料云々という話をやはり考えるにつれ、ウェブというのは無償で公開しているということになるわけなので、これは今も福田さんパソコンをおもちですが、多分最新鋭のパソコンでいらっしゃると思いますけれども、そういうパソコンで最近は無線 LANとかも発達しておりますし、アクセスはできると。いわば万人にどこからでもアクセスしていただけますよというツールであると思っています。そういったところからすると、それ以上のところまでやるのはどうなのかなと正直思っているところではあります。いずれにしましても、ご意見を承って検討すると申し上げているので、ここはNEXIさんとも相談しながら思っているところであります。

10、よろしければ……どうぞ。

【司会】

どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

1つだけ確認をさせていただきたいのですが、10の情報公開の方法についてですけれども、この対象になる文書というのは、もちろん9のつながりの中で、JBICさんが現在主要な文書と定義されているもの以外の文書についても当然ウェブでの公開を考えていらっしゃるということよろしいでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

もともとの論点9と10の関係というのは、9は何を公開するのかということだと思っています。したがって、ここで私どもは今までと違ってちょっとかじを切るということになるのかなと個人的には思っていますけれども、そういう方向感を出していますよね。そこでこの文書を公開するということに決めたものを、ウェブ等々のこのやり方で公開するというのが、この10の論点だと思っていますし、私どもはそうするつもりでございます。よろしいでしょうか。

それでは、続いて11の論点にまいりたいと思います。私から申し上げるまでもなくて、余り長々と話すつもりはないのですが、この11のところというのはある意味、9と似ているものなのだろうと思っていまして、9はいわば融資決定をする前の話、11は融資決定をした後の話。現状においても、私ども、NEXIさん、ともにそれぞれのステージにおいてそれぞれの情報公開をしているということだと思っていますけれども、この11の論点というのは融資決定後の情報公開のことについてということでもあります。

私どもは、この点についても、現在、環境チェックレポートで書かれてある内容、これよりはもう少し情報公開を進めたほうがいいのではないかなと思っているのは事実であります。一応ここで11についての私からの話は今の段階ではとめておきたいと思います。何かご意見があれば。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

融資、あるいは保険の締約後の情報公開というのは私どもとしても非常に、とりわけアカウンタビリティの確保という意味で重視している点です。そういう意味では、今、藤平さんがおっしゃったことは私たちとしても歓迎すべきことと考えているのですが、一方で、どの程度厚みをもった情報公開が期待できるのかなということも非常に心配しているところなのです。恐らく環境チェックレポートを改めて JBIC/NEXI さんは見返して、もう少し厚目のものというようなことを考えられたのかもしれないなと思っているのですが、実際問題、私どもが幾つかの案件に即してこういう点が足りないのではないかと考えたことを、ちょっとご参考までに問題意識を共有させていただければと考えています。

まずなのですが、例えば環境チェックレポートに書いてある大項目というのはそれぞれ妥当な大項目が書いてあるのかなと思っているのですが、それに関する具体的な情報というのがほとんどないというのが、私どもが案件について JBIC さん、NEXI さんとしてどういう判断をされていこうとされたのかなということを考えるに当たっては、非常に物足りなく考えているところです。例えば事業概要に当たるところでも、例えば火力発電所の建設事業と書かれているだけで、一体これが石炭なのか石油なのか、あるいは火力発電所の近代化なのかということでは非常にわかりづらい。また、その事業規模、あるいはその事業が影響を及ぼしやすい特性があるか否か、影響を受けやすい地域などに立地するのかどうかということが、チェックレポート単体ではわからないことになっています。

ただ、幸いにして、チェックレポートの後にスクリーニングフォームがつけられておりまして、それを読みますと、恐らく記入した当時の事業者、あるいは借入人さんのお考えとしての、これは影響を及ぼしやすい特性、あるいは地域ということがうかがい知ることができるのですが、そういった補足情報はあるにしろ、JBIC さん、NEXI さんの名前で書かれたレポートという形ではそういう情報がない。

あるいは、EIA につきましても、EIA の許認可をとったということが書かれているわけなのですが、EIA の策定過程で住民協議がされたのか、公開がされているのか、あるいは許認可をとった、大抵その環境当局なりがよろしいとするときに、大抵ではないのですが、ただしということで付帯条件をつけることがあるわけなのですが、その付帯条件の内容ですとかその履行状況、そういった情報はかなり基本的な情報だと考えているのですが、そういったことが書かれていない。

あるいは、大気、水、廃棄物などに関しては、現地基準を満たす、国際基準もおおむね

満たすということはよく書かれているのですが、一体どの現地基準、どの国際基準を満たすのかということが書かれていない。

例えば、非常に大規模な鉱山開発事業において、必ずや大量の鉱山廃棄物、あるいはテーリングなどが発生するだろう、尾鉱ダム、テーリングダムの建設が必要であろうと思われるような事業、あるいは大量の地下水がくみ上げられるであろうと思われる事業についても、そういった普通だったらカバーされるべき影響項目について書いていないというところがあります。

などなど、非常に長くなってしまおうと申しわけないのですが、例えば社会配慮につきましても住民移転が発生する。しかし、世帯数は書いていない。そして、適切な配慮がなされるということしか書いていないということでは、やはりアカウンタビリティという意味では非常にわかりづらいものになっているのかなということをかねがね考えておりました。

私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

満田さん、ご意見ありがとうございます。貴重なご意見だと思っております。私ども、アカウンタビリティが不足しているとか、そのようにみずからをいうのはちょっと難しいだろうなと思っておりますが、アカウンタビリティという観点、ほかにもあるのでしょうかけれども、その点においてもよりよいものを目指していくのだろう。もちろん、いうまでもありませんけれども、どこまで出せるのか、出すべきなのかというところは、ビジネスとも絡んでいるところでもありますので、どう考えて、どこかで折り合いをつけていくということになるのだろうとは思っております。少なくとも、ちょっと抽象的な言い方ですけれども、その案件というものの例えばそのカテゴリ-AならAというものになったときの、ここがポイントなのだよねというところについては、ある程度、こうこうこうだから、これはこうなのだということが説明できるような、よりそこがちゃんと説明できるようなみてすぐわかる、問題ありませんという言い方でも、もちろんそれは問題ない私どもは評価しているのでいいのですけれども、信じていただければいいのですが、そこ

はもう少し、こうこうこうだから問題ないということなのだよねという説明をするような感じにしたいなと。まだちょっと具体的なイメージまででき上がってはいないのでけれども、抽象的な話で恐縮なのですが、そういう意味では今よりももうちょっと案件の特性なり特徴なりというものがちゃんとわかるような、今がわからないという意味ではなくて、よりよくわかるようにするための内容にする必要があるだろうなと思っています。

したがって、今、チェックレポートの中にもモニタリング項目というのが挙がっていると思います。これをどこまで、どのように厚くするのか、しないのか。まさしくモニタリングしていく項目というのが1つの大きなポイントになってくるわけなので、この案件をどのように私どもはみていくのかということについてのポイントになるところなので、そこについてはどういう書き方をしたらいいのかということは、ほかにも増して留意していく必要があるだろうなと思っています。そういう意味では、11番で NGOの方々からいわれているところというのは、全く同じではないにしても、私どもにとって、ああなるほどというように思えるご指摘はあると思います。満田さんのご意見、私どものほうでちょっと検討させていただきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。では、満田さん。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

そういっていただいてありがとうございます。1つ質問なのですが、今、環境チェックレポートに加えて、スクリーニングフォームが添付されていると思うのです。私はこれは非常に素晴らしいことだなと思っておりまして、案件に関する幾つかの情報の透明性という意味からいって非常にわかりやすいなと考えている次第です。このスクリーニングフォームに関しては、今後もこのような形で公開されていくというように考えてもよろしいのでしょうか。

もう1つは、このスクリーニングフォームはいつの、スクリーニング段階のものに記入して提出されたものを、しかるべき手続を経て公開されているという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

済みません。2つあったと思うのですけれども、1つ目をもう一度おっしゃっていただけるとありがたいのですけれども。2つご質問があって、スクリーニングフォームというのは、ある意味、ご質問としては、1回やってしまったら、もうそこで固めてしまうのかということのご質問かなと思ったのですけれども。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

違うのです。ごめんなさい。質問は2つありまして、まず、スクリーニングフォームの公開というのは今後ともこのような形でされるものと思っよるしいのでしょうかという質問と、もう1つは、現在公開されているスクリーニングフォームはいつの段階の情報なのでしょう。つまりスクリーニング段階のものなのか、その後、何らかのリバイズを経てこのような形で添付されているのかという質問です。

以上です。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

1番目は、基本的にはそれは公開はしていくつもりだと思っています。これにかわる何かがあるとはちょっと思えないので、これはしていくつもりだと思います。

2番目については、私どもの仲間のほうからより正確なお答えをしたいと思います。

【国際協力銀行 松田】

スクリーニングフォーム自体は、スクリーニング段階のものを載せていくということですので。よろしくお願いします。

【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。はい。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私は簡単に NGO提言に盛り込ませていただいた内容の補足説明的なことをさせていただきたいと思います。

実は現在のガイドライン上は、環境レビュー結果を公開するとだけなっていて、その内容については詳しい規定がありません。本当に細かな内容をガイドラインにぐだぐだきちんと書かなければいけないのかということは、1つ恐らく議論としてあるのだと思うのです。私たちが環境レビュー、現在出されている環境レビュー結果、JBICのほうは環境チェックレポートというように呼ばれていますが、ここに、今までのプラクティスをみる限り、私たちとしては非常に情報量が不足しているというように思うため、このような提言をさせていただいているという、ある意味、私たちなりの現状認識、実施状況に対する問題意識から、このような提言をさせていただいているところはあります。

主に分けて2つほど問題があって、1つは、分量がすごく少ないと思っているのです。これは実は、ガイドラインに何を書いても担保されないのではないのかという嫌いが私はないなと思っているのですけれども、例えば大規模な非自発的住民移転が予定されていますという話でも、非常に簡単に2、3行で、適切に配慮されているというようなことを書かれてしまうと、こういうものというのは必ずしもガイドラインに書いたら直るのかどうかということは私も実は疑問に思いながら、こういう提案をさせていただいているところがあります。

もし可能であれば、これは現在のガイドラインでも既に行われていることですし、なぜJBIC/NEXIはこういう意思決定をしたのかということを外部に説明するための、結論を示すためのものではなく、説明するためにこれを公開しているわけですから、現在のプラクティスにおいてももし改善できる内容があったら、できれば改善していただきたいと思うところは1つあります。

2番目に、内容的に具体的に2つほどのことを入れてくださいということを書かせていただいております。この環境レビュー結果というのは、恐らく2つの意味があるのだらうなと思っています、1つは、JBIC/NEXIがその段階で融資をする、付保するという決定に至った環境社会配慮上の根拠を外部にきちんと示してくださいという点が1点。もう1つは、

しかし、さはさりながら、必ずしもその決定ですべて環境社会配慮が終わるわけではない。実際に事業が実施段階に入りモニタリングになるという中で、今後 JBIC/NEXIとして何をみていくつもりなのかということについても、私たちとしては知りたいという2点が、大きな環境レビュー結果の公開の機能としてあると思うのです。

1点目の意思決定の根拠というところについていえば、私たちがあれをぱらぱらめくって思うのは、「僕ら、こういうことをおかしいと思っていったんだけど、どうしてそれをオッケーと思ったのかわからないよな」というのが報告書をみていつも思うことなのです。私たちとしてはこういう懸念があります、住民からこういう問題点が出ています、あるいは専門家からこういう懸念が出ていますというときに、そうはいけれども、このような対策がなされているので、JBIC/NEXIとしては問題ないという結論に至りましたという、その判断のプロセスというのをもう少しお示しいただきたいと思っているというところがあります。

そういう意味で、決して分量の問題ではなく、ここで外部のステークホルダーから提出された情報、意見に対する事業者の対応と JBIC/NEXIの評価というものを具体的に書いてくださいというように申し上げたのは、ただ単に EIAをレビューする、あるいは住民移転計画をレビューするという中でJBICはオッケーだと思いましたというだけではなくて、具体的に外部から何か意見が寄せられ、JBICは融資すべきではないとか、あるいはすべきではないとまではいわなくても、JBICさん、ここをもうちょっときちんとみてくださいということが外部から明確に意思表示があったのであれば、それに対してどう JBIC/NEXIは対応したのかということの説明するというのは、意思決定を行う皆さんのアカウンタビリティとしてぜひ果たしていただきたいと思っています。

もう一点は、先ほど申し上げた、モニタリングの段階で今後何をやるのというところについてです。先ほどちょっと藤平さんから、具体的な中身がどうなるかということはまだ恐らくこれから議論されるということなのだろうと思いますが、その点についてもというお話があったので、私はそれはぜひやっていただきたいと思うわけですが、多くの事業でその後どのようにモニタリングしていくのですか、例えばモニタリング報告書をこのように出してくださいねといったことであるとか、あるいは住民移転計画を、ここまでの段階で住民移転はこのように終わってください、きちんと住民との交流をここまでにしてくださいねといった、それはプロジェクトによって恐らく相当変わってくるのだと思いますが、具体的な条件ないしJBICと借入人の間の合意に基づいて融資をするということが通常

のオペレーションとしてなされていると思います。実際それがわからないと、私たちとしても実施段階に入ったときに、JBIC/NEXIに何をいったらいいのかということがわからない。具体的に問題が起きていますといったときに、よくあるのは、その問題はきちんと事業者に伝えます、対応を促しております。それでただと事業はなぜか進んでいるということは、私たちは数多く経験しています。そうではなくて、具体的にJBICがこういうことを現地の事業主体なり借入人との関係で約束しましたよねと。それはこの段階できちんと守ってください。あるいは守られていないときは、もうちょっときちんとした対応をとってくださいということを私たちとして申し上げたいときに、やはり融資の段階で何がJBIC/NEXIと借入人の間で約束されたのかということに関する情報というのは、これをディテールに出せというのは恐らく障害があるということはあるのだと思うのですが、ぜひ何かしらの形で私たちがわかる形にさせていただきたいと思って、この2点目の提案というのにはさせていただきます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

福田さん、ご意見ありがとうございます。分量の問題というのは確かにガイドラインにどう規定しても、それとはちょっと次元の違う話かもしれませんし、多分2つ目の論点をおっしゃるところで、一方で分量の問題ではないと。たくさん出せばいいという問題でもないということもおっしゃっているので、そんな簡単に一概に論じられる話ではないのだろうなど。多分一般論として出している量が少ないということなのだろうなどと思っています。その意見というのは、そういうご意見があったことは私どもとして踏まえたいと思っています。

2番目の話についても、私どもなりの解釈で、もちろんNGOの方からご指摘があったから、もちろんそれも1つの理由なのですけれども、それだけでもって私どもはここをいわば改訂に向けてかじを切りたいというように判断したわけではなくて、私どもの中でも、よりよくするべきだろうという問題意識があったというのも事実であるわけです。

福田さんもおっしゃっている中で、あとは本当にどこまで出すべきなのかと。どこまで

出せば、ある意味、わかりやすいのか。でも、ほかの側面において問題がないのかどうかというところの話になってくるので、一般論だけで議論しても仕方がないのかなと思っていてところがあるので、いただいたご意見も踏まえながら、私どもの考え方というものをいずれお示しするというところかなと思っております。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

藤平さん、ご回答ありがとうございます。それで2つあるのですけれども、1つは、確かにもうちょっと中身のあるものにつくりかえたいという大きな意味での方向性というのは、JBICやNEXIのお考えというのは、今お聞きしてわかったのですけれども、では一体どこをどのようにというのは今後検討だと。いずれお示しいただけるということなのですけれども、示していただける時期というのは、この全部の議論が終わってドラフトというようなものが出てくる段階なのか、それとも、もうちょっと手前に、何かの固まりつつある中で、もう一度私たちのほうにある程度の考えを示していただける時期というのがあるのかどうかということをお聞きしたいということと、もう1つは、先ほどのスクリーニングフォームについてはこのまま恐らく公開するだろうということなのですけれども、チェックレポートの、要するにプロジェクト名から始まってモニタリングまでのこの項目についても再考されるご予定なのかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、お願いできますか。

【国際協力銀行 藤平】

ご発言、それからご質問、ありがとうございます。私どもは中身がないとまで申し上げているのではないので、よりよい中身のものにしていこうということでもありますので、そこまで自己否定はしておりません。

私どもの考え方というものをどのタイミングでということになるかと思うのですけれども、まだここも、正直、決まっておりません。ただ、ドラフトの段階というのは十分ある

と思っています。ドラフトの段階ですと言い切っていないところは、そういう意味ではまだ詰まっていなかったということのあらわれなのですけれども、ほかとともにドラフトの段階でということだと思えます。

これは一般論になりますけれども、今回のフォーラムで基本的な考え方、私どものもとの考え方はドラフトを提示して、そこでたたき台でという、それで今回みたいに6回、7回とか、あるいは場合によっては2けたになるぐらいまで議論するのかなというようにもともとは思っていたのですけれども、皆様方はそうではないというご意見もあって、こういう論点整理というやり方になったと。だけど、これだけで終わりにして、あとはドラフトで、パブコメですというやり方もしないのもまた事実であって、論点整理もやり、かつドラフトについてもどのぐらいまでやるのか、提示をして何回やりとりするのかなというところははっきりいって決めているわけではありませんけれども、そういうこともやろうと考えているということなので、ドラフトで、はい、これ、あとはパブコメ寸前ですということではないのだらうと思っているので、仮にドラフトの中でお示しする形になったとしても、議論が全然できないということではないのだらうと思っておりますので、そういう意味で、このイシューについてのお考えを示すのはドラフトのタイミングというのは十分あると思っております。

それから、チェックレポートの項目についても再考の可能性あるのかと。これはそこも含めて私どもは見直すということなので、どちらかというと、項目よりは内容なのかなという感じがしているのも事実ですけれども、項目は見直しませんというつもりではないという意味において、見直しの対象ということにはなると思えます。そこはまだ決まっていなかったというのがあれなのです。もっと大事なコンセプトがあるのだらうと思っているものですから、そこが決まれば、その考え方というものをまず私どもの中で固めて、それを項目にどのように落とししていくのかというのは応用問題なのかなと思っているところがあります。いずれにしても、いずれ必ずお示しすることになるので、そこまでちょっとお待ちいただきたいと思えます。

【司会】

ありがとうございました。

【国際協力銀行 藤平】

よろしければ、11の次の12に入れればと。12、よろしいですか。

【司会】

はい。

【 FoE Japan 清水さん】

内容について今後検討されるということなのですが、ドラフトが出てある程度、またこの議論の土台に上げられるので、その段階では固まっていないと思うのですが、一番最初に満田さんがおっしゃった、現在欠けていると思われる情報に1つ加えさせていただきたい内容がございます。

国際基準に関する環境チェックレポートの項目がありますけれども、現在はそれが満たされていない場合も、その理由を書いておりません。一方、ガイドラインには、グッドプラクティスであるとか基準に乖離がある場合には借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景、理由等を確認するというように書いてありまして、私たちとしては国際基準を満たしていませんというような一文だけだと、一体どんな基準のどこが満たされていないかと、JBICさんはそれに対してどのような働きかけをして、それでも無理だったから満たされていないのかといういろいろな疑問がわいてくるわけです。

この点についても、満たされていないのであれば、どのような点が満たされていないのか、どうして満たすことが困難であったのかということもあわせてチェックレポートに含めるべき内容としてご検討いただくと幸いです。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご指摘いただいた点も検討の対象としたいと思います。理由という書き方になるのか、こうこうこうだからよしとしたのだということなのか、裏からみるのか、表からみるのかということだと思いますけれども、そういうご指摘だと理解していますので、そういった点も検討の対象としたいと思います。

あと一点、これまでの方々の話に対して言い忘れていたのですが、いわばステークホルダーから提供された意見について、それに対しての我々の考え方とかどうのこうのというところはあるのですけれども、もちろんそのプロジェクトにおいてキーとなるようなものもあるでしょう。あるいは、失礼ながら、そうでないものもあるでしょう。私どもはご指摘を受けているとか懸念の表明があったとか、そういう観点というよりは、そういったところからご指摘されたものも含め、このプロジェクトのいわば環境社会配慮における特徴となるようなものについて、私どもがどう考えたのか。いわば私どもなりに考えるこのプロジェクトの環境社会配慮の本質は何なのか。そういったものに対して、それをこれまでよりはもう少し皆様方にちゃんとわかっていただけるような、そういう内容にすべきなのだろうと思っています。

よろしければ、12にまいりたいと思います。12ですか。

【司会】

どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

済みません。今の最後の点についてだけ簡単にコメントさせていただきたいと思います。恐らくさまざまなステークホルダーからの情報提供、あるいは意見の表明というのがある中で、そのすべてについて JBIC/NEXIの考えというのを何かきちんと書き込むべきなのかどうなのかということになると、それはそれで軽重、あるいは重い、薄い、あるいは、これはどう考えたってどうでもいいだろうという意見ももしかしたらあるかもしれないということは、多分そのとおりなのだろうなと思います。

ただ、それはそれとして、意見を表明した人たちとのコミュニケーションというのをどうきちんと円滑にJBICとして物事を説明し、そのプロジェクトに対して融資をするということについての理解を得ていくのかということについては、それはそれで考えなくてはいけない1つの課題だと思うのです。NGOの提言では実はこのポイントとは別のところでもう一個、ステークホルダーから意見が表明されたときに、それに対してこのようにきちんと対応してくださいということを提言させていただいております。その話と、そこでも同じ表現を使っていて、外部からの意見表明があった場合に、事業者の対応とそれに対するJBIC/NEXIの評価というのをきちんと回答してくださいということを申し上げさせていた

だいております。そこで外部から寄せられた意見、ステークホルダーからのコメントというものに対してきちんと対処がなされるのであれば、それはそれできちんとJBICとしての説明責任というのを果たす1つの手段であるということにはなると思いますので、融資決定後の情報公開において外部からのステークホルダーからのコメントについて、すべて環境レビュー結果という形で回答してくださいということではもしかしたらないのかもしれませんが、ただ、現在ステークホルダーから寄せられているものに対してJBICがきちんと回答しているかということについては、私たちは疑問に思っているということも付言させていただきたいと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご意見ありがとうございます。今のご意見というものは、そういう意味では必ずしも情報公開のところで懸念とかそういったものへの対応とか私どもの評価ということを、しかも逐一書くということにこだわっておられるということではないと理解しておりますし、ある意味、もっと別のところでご指摘がされている、ステークホルダーから寄せられているご意見なり懸念なりへの対応の問題というものがきちんとできているのであれば、むしろそこに譲ってもいいだろうと。こういうことなのだろうと思っています。そこら辺の対応が十分でないというご意見というのは、ご意見として承ります。私どもとして必ずしも十分ではないなどと思っていないのですけれども、そこはそのところのステージでの議論ということにさせていただきたいと思います。一応その議論と絡めた上での今のご指摘、ご提案だというように理解しておきます。

よろしければ、今度こそ12番に行きたいと思うのですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

では、12番でございます。これはこちらからあえて議論を惹起してしまうのかもしれないのですけれども、12番のところについては、実はこれはある意味、モニタリングのところについてもどこまでバインディングな格好で公開していくのかと。私どもが公開なのか、あるいは事業者の方が公開なのか。バインディング制というところも含めると、これは他

の ECAとかそこら辺との関係においては結構先進的な取り組みということになる部分だろうと個人的には思っています。

一方で、私どもとして基本は、OECDのコモンアプローチとかでも基本は、モニタリングの部分についても、たしか私の記憶が間違っていなければ、事業主体の方々がモニタリングしている内容を公開するのだと。それを ECAとしても懲憑するのだという構成だと思います。ですから、それをバインディングっぽくみえるような、もうちょっと踏み込んだ格好にするのか、あるいはそれプラス私どものほうでも何かをするのか。逆にいうと、私どもだけのほうで何かするのか、現地サイドのほうはいわゆる現地の法制とかポリシーとかそういったものを踏まえて、向こうで十分公開されているものは私どももそのレベルに合わせるといところで、それ以上の踏み込んだことはしないと。そのベースで基本的に目新しいというか、そういう情報公開ということであれば、私どものほうの何かを公開するのか、要は2つあり得るわけですけども、その2つ、アンドオアなのか、オアなのか、オアなのもどっち側のオアなのかといところも含めて、ちょっとまだ私どものほうで検討していくところではあります。

いずれにしても、ここについても、今までは明示的に何も規定もしていなかったし、取り組みという点においても必ずしも十分でなかったかもしれないなといところであるわけであって、ただ取り組めばここは先進的な部分ということになるのだらうなという意味で、NEXIさんと相談した上でポジションを固めて、案を提示したいと。こういう項目であります。

ちょっと表現がわかりにくかったかもしれないのですが、私どもの今のポジションというのは今申し上げた内容でございます。これに関して、さらに何かコメントとかご意見とかご質問とかありましたらどうぞ。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

藤平さん、説明ありがとうございます。今の藤平さんの説明は、前回の説明より若干不透明感が増したかなと思っていて、前回のご説明はもうちょっと方向感のわかるご説明だったというような気がしたのですが、今のご説明だと、かなりいろいろなところでまだ検

討中であるという表現になっていたのですが、正直申し上げて、今の藤平さんのご説明には戸惑ったところではあります。

モニタリング報告書の公開については、私たちがここで申し上げているのは、1つは現地において公開を義務づけていただきたいと。2つ目に、それが提出される、もちろん提出されることが通常なわけですが、提出された場合に、JBIC/NEXIさんのほうで公開していただきたいという2点について、NGOから提言をさせていただいております。

このモニタリング報告書の現地での公開というのは、実は余り義務づけている機関が多くないというのは事実でありまして、世界銀行は義務づけておりませんし、IFCのパフォーマンススタンダードは何度読んでもよくわからない表現があると。私の知る限り明確に義務づけているのはアジア開発銀行のみです。それから米輸銀が、法律の改正の中で新しくこの点について取り組むようにということを議会が米輸銀に指示しているというのが現状だと理解しております。

この点については、むしろ産業界の方なり JBIC/NEXIさんの方々にお伺いしたいと思っ
ているのですが、まず、恐らくこれだけ必ずしも議論が進んでいないということには理由があるのだらうと思うのですが、このモニタリング報告書を現地で公開するということにどのような障害があるのかと。具体的にこういう情報が含まれるので、あるいはこのようにその情報が公開されると弊害があるのかということについて、私たちも必ずしもきちんと把握できかねている部分があるので、そういった話をぜひ教えていただければ、勉強させていただければと思っ
ているというところが1つあります。

もう1つ質問させていただきたいと思っ
ているのは、この点が前回よりクリアでなくなったのかなということに関係するのですが、前回の藤平さんのお話というのは、現地での公開というのは現状のレベル、現地での公開は望ましいということで、JBIC/NEXIとしてそれを懲憑していると。一方で、それを受け取り、実際にそのモニタリング結果を確認する。このJBICのガイドラインというのはモニタリングというのを両方、2回同じ意味で、現地の事業者のモニタリングと JBIC/NEXIが行うその結果の確認というのも同じくモニタリングという言い方を使っているのですが、ちょっとしゃべるのが大変なのですが、JBIC/NEXIが行うモニタリング結果の確認というのについて、一定の情報を出すことができないかということを検討していらっしゃるというようなおっしゃり方を前はしていたのだと思
います。

もしかしたら、そこからポジションが動いたのか、その辺の背景はよくわからないので

すが、私がここで1点お伺いさせていただきたいのは、現地でモニタリング報告書は公開されていません。その公開されていないという前提でもって JBIC/NEXIに提出されたモニタリング報告書がありますというときに、これを JBIC/NEXIが確認するという結果を公開したときに、その公開って何か中身があるのかなというのがよくわからない。先ほど、ア
ンドかオアなのか、オアだとしてどちらかということ藤平さんが1つの問題という整理をなされたと思うのですが、そういう意味で JBIC/NEXI側だけという選択肢がどれだけ意味がある情報が出てくるのだろうということについてのもしお考えというのがあれば、お伺いしたいなと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。では、JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

福田さん、どうもありがとうございます。モニタリング報告書に関して、現地で公開が
余り進んでいないのではないかということについての、何か障害があるのかどうかという
ことに関しては、むしろ私も皆さんのご意見をお聞きしたいと思っているところであって、
これまでは余りフォーカスが当たってなかった分野。だからこそ、先ほど私が先進的な
分野になるのではないかと申し上げているところであって、ただ、コモンアプローチでも
何でも、事業の実施主体が現地で公開するということを恣憑するという言葉にはなってい
る、いわば望ましいということになっているのも事実なので、できないわけではないよねと
いうようにみんなが思っているのも事実なので、でも一方で、望ましいからやっていない
のだということなのか、何かほかに障害があるのかということについては、私自身もち
よっと興味のあるところではあります。むしろこれはほかのスピーカーの方々にマイクを
譲りたいと思っております。

そういう意味では、先ほどの私の発言というのがクリアではなかった。私もクリアでな
いなと思いながらしゃべっていたので、ちょっと歯切れがよくないなと思っていたので
すけれども、現地での公開が望ましいと。現地で公開されているのであれば、それを私ども
も、リンクを張るのかウェブを張るのかであれするのかわかりませんが、それを
公開するというのは、多分、そこは何ら問題はないのだろう。いわば私どもを通じて公開

の度合いを強めるということになるぐらいの話であって、あとは若干私ども、NEXIさんも新たな仕組みをつくるという意味でのコストがかかるということなのだろうと思っているので、そこは余り問題ないのだろうなと思っています。

恣憑というもののレベルは、義務にはできないだろうと思っているのもまた事実で、それをどの程度、今以上の格好にするのかしないのかというところが論点になるだろうと思っているので、現地でしかるべき格好で公開されているものを、私どものほうでウェブなりリンクなりというような格好で公開するのは、むしろ項番10でいっていることの延長線上なのだろうなという点で問題ないと思っています。

次に、まさしく私がちょっとイメージしていたところで、アンドオアといていたオアのところなのですが、現地側で公開はしないのだというものに関して、でも現地でもモニタリングはやっているし、私どももモニタリングの確認は行っていると。私どもはモニタリング結果の確認であって、私どもがモニタリングをやるわけではないのですけれども、私どものほうでのモニタリング結果の確認というものを、いわば私どもがやっている環境社会配慮の確認の一環としてのアカウントビリティとか情報公開とかという観点から何ができるのかという視点でこの問題をとらえていっている。その点において、JBI C/NEXIでも恐らくこれは確認という行為があるわけなので、それを皆様方に公開という格好で知らしめるのが、その点だけとらえれば悪いことではないのだろうな。むしろいいことなのだろうなと思っています。

次は、それをでもやるのかやらないのか、やるとしたらどこまでやるのかという問題なのだろう。そういう意味で、現地サイドでもちゃんと公開していて、それをリンクを張って問題ないという話であれば、中身的にも問題ないのであれば、もちろん現地サイドでやっていただくと。私どもはその情報をいただいて、私どものツールを通じて公開することだけで済んでしまうので、それはそれでいいと。いわばそれだけでいいのかな、どうかなということ考えたときに、実は思案しているところというのは、まさしく福田さんがご指摘されたようなところなのです。現地でノーだといっているものを、でも私どもは確認をしていると。確認をしているというものの行為をお示しするべきなのか、現地で公開するということになっていないから、そのもとネタがある意味わからないよねと。もとネタは確かに私どもは現地で公開されていないものを、私どもの結果確認の別添資料のような格好で公開することはできないので、すると私どもの結果確認したというその文書だけ。でも、私どもはちゃんとやっていますよと。モニタリングはしていますよと。い

えない部分はあるのかもしれないけれども、あるいはいっては大めだということになっている部分があるので、それはやらないかもしれないけれども、私どもはモニタリングはやっていますよと。いわばちゃんと仕事していますよということは、実際やっているわけなので、それを示して何の問題があるのかなというようにも思っているところがあって、そういう意味では意味がないということはないのだろうと思っているわけです。

いずれにしても、そういう意味でアンドなのかアンドオアなのか、オアだけでいいのかというようなところは、私どもとしても考えなければいけないところですし、検討しようとしているという意味です。それが前回から比べると後退したというようにとらえてしまったのだとすれば、私の説明不足かなと思っていますけれども、正直、今考えているのはそういうことであって、逆にいうと、問題ない事例はともかく、私どもの結果確認というようなところまでするのかどうかというのは、まだちょっと考えがまとまっています。ネガティブな考え方もあるでしょう。そうは思っています。

【国際協力銀行 岡崎】

福田さんの最初のご質問に対して簡潔にお答えさせていただきます。モニタリングの重要性というのは、事象をずっとモニタリングすることはもちろん重要なのですが、何かしら問題が起きたときに、あるいは問題が起きたと思われるようなときに、金融機関として働きかけることがより重要なのです。現地での情報公開、あるいは情報が先行して違反事例が先に流れてしまって、現地でそれだけを取り上げて問題が起きる場合、そうすると、これは金融機関としては事後的に対処しようがないようになってしまう場合も想定されるのです。むしろ金融機関として定期的にモニタリングをしていることによって、当初予定していた貸付契約で定めているモニタリング項目に違反しているということを我々が把握した場合に、それはなぜ違反しているのか、違反している理由は何か、それを解決するために働きかけるということで、事態の改善を図っていくということのほうがより重要なのです。

ところが、現地で違反しているという事例だけが例えば報道されたりとか、あるいはだれかに指摘されて、その結果としてプロジェクトが例えば途上国などの場合に工場が占拠されてしまったりとか、そのような事態の收拾がつかないような違反事例があるかもしれません。私が申し上げたいのは、より重要なことは、金融機関としてモニタリングをし続けることによって、事態に何か問題が起きていると想定されるようなときには、働きかけをし得る

立場にある。その改善を求められる立場にあるからこそ、モニタリングをしていくということなのです。ですから、福田さんがおっしゃったようなケースというのは、我々が把握する我々のモニタリングというのは契約で一定の期間、例えば半年に1回とか1年に1回とか3ヵ月に1回とか、それぞれ案件によってありますけれども、その透き間に、例えばあるプロジェクトで違反が現地で明らかになってしまった。我々のほうにはまだモニタリングが来ていないというようなケースもありますので、そのようなケースが現地でもしあるのだとすれば、福田さんがおっしゃっているような疑問にこたえることになるのではないかと思います。

【司会】

どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

産業界から。先ほど福田さんから、モニタリングをした場合に具体的にどういう問題があるのだという話ですけれども、実はモニタリング結果というのは必ず当該国の官庁に事業者が報告するわけです。その官庁が情報公開していない場合があるわけです。そういった場合に、例えばその事業者が単独でやるということは、先ほど岡崎さんお話しされたように、いろいろな問題に発展する可能性が十分あるのです。ですから、そういった意味でこの件というのはかなり慎重にやらないといけない。進出した企業というのは、大変気を遣って当該国の官庁と接します。そして、問題がないようにいろいろするわけですから、そこでだめだといわれたことは事業者としてもできないのです。ですから、そういった問題をはらんでいるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

皆さんいろいろおっしゃっていただいたので、少しずつ問題が深まってきたのかなと思うのですが、2点ほどお話しさせてください。

先ほどの岡崎さんの話に対するレスポンスなのですが、私、正直いってわからなかったのですけれども、モニタリング結果があるときに、それは現地で公開され、現地の文脈でまずは問題解決が図られるというのが一義的な、何かモニタリングに問題があったときに生じるべきプロセスであって、JBICが金融機関として働きかける可能性というのを維持するために、モニタリング結果を公開しないほうが望ましいというお話は、正直いって私はわかりませんでした。

実は、例えばモニタリング結果が公開されないことで、例えば有害な物質が排出されているのに、その情報がその国のパブリックに届かないで、気がついてみたら、もう既に取り返しのつかないことになっていましたということはあり得るわけです。それは一義的にはその国で公開され、その国で問題解決のための道がまず検討されるべき話であって、決してモニタリング結果を現地で公開しないという理由にはならないのではないかと思います。多分恐らく岡崎さんの意図を私が誤解している可能性が高いなと思うのですけれども、私の理解した範囲ではよくわからなかったもので、もうちょっとクラリファイしていただくと助かります。

それから、今、宮瀨さんからいただいたお話なのですけれども、ということは、当該国の官庁との関係で許可がとれれば、それは公開することには問題ないという趣旨でおっしゃっているのかなと思ったのですが、その点を確認させてください。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。では、岡崎さん、どうぞ。

【国際協力銀行 岡崎】

私が申し上げたのは、福田さんから、モニタリングの結果が現地で情報公開なされないといった場合に、どういう問題があるのかというご指摘がありました。それに対してJBICとしての考え方をご説明したのですが、要するに、我々がやれることというのは、あくまでも借入人を通じて事態の改善を促すわけです。その借入人を通じて事態の改善を促すときに、我々として何をもって事態の改善、要するに事態が悪化しているかどうかを把握できるかというのは、あらかじめ融資契約に基づいてモニタリングをしている項目について違反している、ないしは違反の蓋然性が高いということ把握したときに、初めて我々と

してはアクションがとれるということなのです。

その一方で、これは案件によってケース・バイ・ケースですから何ともいえませんが、現地で情報公開されているか、されていないかにかかわらず、現地で何かしらそのプロジェクトについて問題が起きてしまって、それについて我々が把握できていないという場合です。あるいは、今、宮淵さんからご紹介あったように、既に現地で当局が問題の発生を把握しているような場合。このようないろいろなケースが想定されると思うのですが、我々がモニタリングを通してではなくて、事態の事象が既に現地で問題が明らかになり、かつその問題が事実として起きていて、しかし一方で、プロジェクトの実施者の対応に対して現地の方々が十分満足いくような対応ができないで、事態が改善されないまま過ぎてしまうというような場合です。もしそれを我々のほうが把握できていれば、融資契約に基づいてその改善を促すことができると。ですから、逆にいうと、それを把握できるためのツールとして、モニタリングが必要なのだということだけを申し上げているだけなのです。

先にそういうチャンネルを通じないで、一方的な形で情報が現地で流れた場合に引き起こされる問題としては、こういうことがありますよということでご紹介いたしました。ご理解いただけましたでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

先ほどご質問があった件ですが、やはり企業は相手国の官庁と大変気を遣ってやっていますので、当然、当該国で公開されているモニタリング結果についても、例えば日本にJBICさんから相談を受けたときには、官庁に聞いてから事業者は返事をするようになると思います。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

1つの障害となる一例として実務的に考えられるかなと思うのは、特に社会環境系でモニタリングを課すことがありますけれども、人の個人名が出て、かつお金に関するようなことですね。例えば、普通、合意とか補償の実施というのはまた別なところの議論になりますけれども、追加的な支援とかそういったものについてはもしかしたら、絶対あるのかとかそこはまだわからないのですけれども、可能性としては個人名、例えばAさんが幾らもらったとか、Bさんが幾らもらったとかというたぐいのものが出てくると、出し方、それをそのまま出すという現地での弊害とか、それは当然JBIC側にも同じような弊害が出てきます。その出し方というのは、議論の仕方とか検討の仕方にもよるのですが、モニタリングレポートをそのままべったり、はいというと、それを黒塗りすればいいという話も検討としてありますけれども、そのまま出してしまうと真っ黒けというのもなくはないかなと。あくまで可能性としてあるのではないかなという感じなので、実際どうなのかというのはちょっとお答えできないのですけれども、実務的にはそういうのがあるのかなと考えます。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

もう一点、JBICの皆さんによろしければお伺いしたいと思ったのですが、現在のガイドラインでは望ましいと書かれていて、実際促していらっしゃるということなのですが、この辺の実際に借入人とL/Aの交渉をすとか、環境レビューを行うときの実感として、促していらっしゃるということはできれば公開してくださいということだと思うのですが、そこでどのようなリアクションがあるのか、どのように難しいという反応があるのかということをもしご存じでしたら、教えていただければと思います。

実は実施状況確認の中でこの点については報告がなかった点でありまして、その後、追加質問で、恐らく私だけではなくて何人かが聞いたのですけれども、実際に現地で公開されているかどうか、何件公開されているかということについては把握していないというお返事があった点なのです。今後公表していただける追加情報提供の中でももしかしたら出てくるかもしれませんが、実際にこのレビューの中で促している、望ましいと書かれてい

るものを実施していく中で、JBICの審査室の方がどのような印象をおもちなのかということ、よければ教えていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。では、JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤井】

実際のレビューの中で、基本的にはガイドラインの精神に書いてあるとおり、全部出せばいいとは確かに思いますけれども、1つ内容的にいわれるのは、やはり企業秘密を多分に含んでおりますと。そういったことをよくいわれます。確かにEIAも国の制度によってどんなものを書くかというのは本当にさまざまなのですが、まさに環境社会配慮だけを含んでいけば公開というのは全然問題ないような書類だと思うのですけれども、EIAといながら、いろいろな技術的な話が中に入っていたりします。これは実際にみると、設計図みたいなものが結構細かく入っていたりして、それはちょっとどうかと。もちろんEIAは公開はしているのですけれども、私どものレポートとかの実査、環境審査レビューの中でももっと一般の人たちという話になったときに、もっと積極的にとかそういった話をすると、やはり企業秘密というのが私が聞く限りでは多いかなと思います。

あと、やはり、先ほどちょっと私も申し上げましたが、EIA以外の書類としても、先ほど個人情報のお話をしましたけれども、個人情報が入っているときの対応ですね。そういったことについても結構難色というか、素直に、はい、情報を全部出しますというわけにはいかないのかなと。逆にそれが混乱を、個人情報については住民間の、せっかくうまく住民との関係を保っているのに、例えば隣のだれさんが幾らもらって、こっちの人は幾らもらったとか、余計な紛争を生むとかという意見も実際にございましたし、私が思いつく限りではそれぐらいです。

【国際協力銀行 板垣】

その点、私もほかのプロジェクトでそういう経験をしたのですけれども、では実際に住民から何かクレームだとかあったときはどのように対応しているのだということもあわせて聞いたケースがございまして、そのときは我々としては、例えばよく案件にありますように、苦情処理のメカニズムだとか、継続的に住民への配慮が行われていることを確認

するというような形で、モニタリングのフェーズにおいても事業者が、モニタリング結果の公開は制度上できないけれども、住民からのクレームが来ればちゃんと対応ができるような体制になっているということを確認して帰ってきているというようなケースがございます。

以上、補足です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

ご説明ありがとうございました。2つ申し上げたいのですけれども、1つはモニタリングレポートを現地で公開するに当たって、いろいろな困難があるというお話だったと思うのですけれども、1つ、ちょっといろいろな情報をおもちのJBICさん、あるいはNEXIさんにお聞きしたいのですけれども、米輸銀のほうでチャーターの中で新たにモニタリングレポートの公開といったものが義務づけられて、今、米輸銀のほうでは新しいガイドラインを改訂するのにドラフトを作成中であると。あわせてプロシージャということも改訂中ということをお聞きしております。

その中で、果たして今、JBICさんやNEXIさんが抱えられているような問題をどのように米輸銀のほうではクリアしようとしているのかといったことについて、いろいろとコミュニケーションをおとりだと思しますので、もしわかれば教えていただきたいなど。非常に参考になるのではないかと思ったということが1つあります。

2つ目なのですけれども、先ほど板垣さんからもちらっとおっしゃいましたが、モニタリングレポートを公開するのが難しいという前提に立った上で、被影響住民、現地の住民の方々にどういった形でだったら継続的な事業の実施段階において情報提供が可能なのか、そういうことを考える必要があると思います。

なので、1つ目の点については教えていただきたいということで、もし何か情報をおもちでしたら、ぜひお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

米輸銀の話ですけれども、一応私からお答えします。もし補足とか、あるいはまかり間違っていて間違っていたら、NEXIさんからも修正とかそこら辺をいただければと思っています。

確かにドラフトを作成中ということだと思っています。ただ、必ずしも歩みはそんなに、ちょっといいは悪いですけれども、どこがターゲットになっているのかなという感じのところはないわけではなくて、これをメインで進めていこうという感じが余りみえないのです。もしかしたら違っているかもしれませんが、いずれにしても、まだ成案にはなっておりません。

一方で、彼らの考え得る案文というか、それについても公式に意見交換をしましたところ、基本的には現地で公開されているものを公開するのですということでありました。かつ、商業上の秘密とかいうものは当然隠すというか、商業上の秘密に当たるものは公開しませんと。さらには、米輸銀サイドのほうで何かつくっているもの、これも公開の対象では基本的にありませんというポジションだと承知しています。したがって、現地サイドで公開されているものであれば、それを公開していくと。いわば、当たり前の内容であって、限界的な事例についてさらにどうかというようなところまでは、まだ情報が入っておりませんし、正直まだそこまで固まっていないのではないかと思います。

NEXIさん、何か補足があればお願いします。

【司会】

では、NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

基本的には藤平さんがおっしゃったとおりかと思います。ただ、米輸銀のほうもまだ最終的な案としては固まっていないというところが正直なところなのだと思いますので、最終的にどうなるかというのは、はっきりいって、我々もまだわからないというところが正直なところですよ。済みません、補足になっているようではなっていないのですが、以上です。

【国際協力銀行 藤平】

ほかに何かございますでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

先ほど藤平さんから現地の実施のモニタリングとJBICの監理というかモニタリングの情報公開について、どうするのだという話があったかと思うのですが、融資決定後のレビュー結果の中で、先ほどの議論の中で現地のJBICと借入人の中で合意されたアクションであるとか、特にステークホルダーから強い懸念があったものに関しては情報公開していただきたいというリクエストをしていたかと思うのですが、これに関してJBICがモニタリングの中でそういった個別に合意したアクションなりいろいろな懸念がどのようにJBICが対応しているのかという状況を、そういったJBICのモニタリングなり監理の情報公開の一環で公開していただくということは、それはそれで今の議論とは別途、望ましいのではないかと考えておりますので、具体的にその部分についてもドラフトが出た段階でまた議論させていただければなとは思っております。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先ほど来、私も不勉強なものですから、皆さんの意見をお伺いして、どうしたら公開できるのか、あるいは公開できないのであればどの辺が難しいのだろうということをいろいろ出していただいて、私も勉強させていただいて、きょうは大変よかったなと思っております。

今まで挙げられた多くの点は、恐らく、ある一定の情報を取り除くことで解決できる問題が多かったのかなという気も一方ではしています。例えば個人の補償金の支払いの問題であるとか、ある事業の実施中の報告書に他の事業の技術的、あるいはその企業の機密に関する情報が含まれてしまうというようなことが、もしこのモニタリング報告書の現地公開の義務づけに関する懸念であるとしたら、それは一定そういった情報を取り除くということで解決可能な問題なのかなと思います。

一方で、確かに現地国政府との関係云々、いかんということについては、それはそれで

また別途考える必要がある問題であって、必ずしもそれはJBIC側で義務づければそのままいくということではない点も出されていたのかなと思います。ただ、物事、今、皆さんのお話を聞いた限りでは、現地についてももうちょっと前に進むことはできないのかなという気がしております、必ずしもモニタリング報告書という文書、モニタリング結果なのかもしれないですが、この公開についてとても大きな障害がある、これを出してしまうとこんな困るのだというような点は、今までの議論を聞く限りは出てこなかったのかなとも一方で私は感じています。

もちろん EIAと同じレベルで、現地で公開されていることが要件ですということまで行けるかどうかということについては、恐らく議論はなかなか難しいところがあるのかもしれないですが、今ある現地での公開が望ましいという表現より、もう少し先に行く手段、あるいはもうちょっと強く、これはぜひお願いしますという形でガイドラインに書き込むということは、検討していただく余地があるのではないかと議論を聞いていて思いました。というのが1点です。

一方で、JBICさんのモニタリング確認結果の公開ですか、については、正直いってどんなものが出てくるかよくわからないなというのがありまして、先ほどの環境レビュー結果のように、モニタリング結果を確認し問題がないことが確認されたという1行の紙がぱらっと公開されてしまうと、私たちもそれをみてどうすればいいのだろうというように、次のガイドラインの改訂のときにまた議論になってしまうのかなとか思わなくもないのですが、でも、こういうことをしている機関を私はほかに知らないのです。きちんと融資機関側でモニタリングしていると、少なくともきちんとこういうものを確認して、問題ないということを確認しましたというのをきちんと定期的に出していただいているというのは、私は例としては聞いたことがないので、それはそれで1つ大きな前進なのかなとも思っています。

何か余りぱっとしないまとめになってしまいましたが、以上、私の感想です。

【司会】

ありがとうございました。時間が結構たっておりますので、済みません、短目をお願いします。藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

済みません。短目にやります。むしろ、まとめていただいてありがとうございます。私もこれでもって頭の整理をしていきたいと思っております、あるとすれば、恐らく現地国政府の側、これは勝手なげすなので違うかもしれないのですけれども、モニタリングというステージに入ってきたときに、その文書を公開するという自体に余りなれていないというか、それがゆえに、公開ということに余りポジティブではないのかなという感じがして、だとすると、これはある意味、なかなか厄介な部分もあるのかなと思っております。

あと、いうまでもないですけれども、先ほど私が、情報公開という意味においては、現地サイドで公開が認められていないというものを私どもはもった上で結果の報告書みたいなものをつくって、それを公開するという可能性について触れていますけれども、それでもJBICとしてちゃんとやっているよね、あるいはNEXIとしてちゃんとやっているよねということを示すという意味は当然あって、中身はもしかしたらつるつるになってしまうかもしれないですけれども、それでもやっているよねということは十分意味があるよねというのは、いみじくも福田さんがおっしゃるとおり。でも、逆に、やる必要がないよねと。それは JBIC/NEXI がしっかりやっているのだから、別にそんな内容だったら公開してもらう必要はないよとおっしゃるのであれば、それはわざわざ私どもが手間暇かけてやることもないだろうなと思っております。

まとめますと、先ほど今のポジションはアンドオアだというように申し上げましたのは、まずアンドの最初のところ、現地のサイドでそれこそ公開がされているというものに対して、私どもがウェブなりなんなりで、あるいはリンクを張ってというものでやるのは、多分方向性としてはやっていくのだろうと思います。恐らくここは問題にならない。

その先、そうでない事例に対してまでどのようにやるのか。1つは、それをむしろもっと公開するようにしてくださいというのを懇懇するという以上のものに、もうちょっと何か踏み込んだ表現を使うのか使わないのか、効果があるのかないのかの部分も含めて、そこは検討の課題だと思っておりますし、一方で、先ほど、もしかしたら私どもがちゃんとやっているということだけしかないようなものになるのかもしれないけれども、JBIC/NEXIとしてちゃんと確認していますというものを出すか出さないか、これはまだ出すという方向性を決めているわけではないので、そこは検討の課題ということになります。

1つあるのは、もし仮にやるのだとしたら、公開というものを意識した何かある程度の

定型的なフォームのようなものを考えるということなのかなとは思っています。いずれにしても、これから検討していずれ案をとっているところなので、もしよろしければ、今回の議論を踏まえた格好で検討しますので、12番については以上ということによろしゅうございますでしょうか。住民移転が控えているというところもありますので。

【司会】

どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

2点あるのです。1点目は、ちょっとこれ、議論がごちゃごちゃになるとして今の最後の最後までいかなかったのですが、NEXIさんの場合ちょっとよく知らないのですけれども、JBICさん自身が融資を決定後に実査に行かれることがあると思うのです。これについて、果たしてすべてのカテゴリーA案件といわれるレベルのプロジェクトで行っていらっしゃるのか、それともある特定のプロジェクトで行っていらっしゃるのか、そのあたりはよくわからないので、特に環境社会配慮面での融資決定後の実査についての状況をわかる範囲で教えていただけたらと思います。

なぜこれを聞くかと申しますと、先ほど来、JBIC自身が行うモニタリング結果の公開というお話が出てきておりますけれども、その中にJBICさん自身が行かれる実査での結果というものも含まれるのかどうかということが非常に私どもの関心事でして、私としては、JBICさんが実際に融資決定後も継続的に実査に行かれている案件というものを知っておりますので、それらの案件でどのような対応を一体されているのかということを知る上でも、ぜひそのような情報もあわせて公開をしていただきたいと思います。とっております。

2つ目なのですけれども、モニタリングレポートの現地での公開と。現地で公開されている場合は公開することも可能なのかなみたいな感じなのですけれども、もちろん私もモニタリングレポートをできるだけ公開していただく方向で検討いただきたいと思います。ただ、現地で公開されていない場合はどうするのかという点についても、あわせてご検討いただけないかと思います。私が一番重要だと思っておりますのは、やはりプロジェクトの融資決定前からいろいろな点について環境社会問題を挙げてきた現地の方々が、融資決定後、あるいはプロジェクトの実施段階でも、継続的に情報にアクセスできる、進捗状況がどうなっているかということを知ることができる状況をつくるということが重要

だと思っておりますので、あわせてご検討いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ありがとうございます。これも短く、むしろこれこそ短く回答したいと思います。

まず最初のところについては、実査については仮にカテゴリーAであっても、環境社会配慮という視点だけでもって当然に定期的に行っているというわけではありません。むしろ行っているほうが事例としてはまれです。なぜならば、まずモニタリング結果確認というのは、モニタリングの報告書があって、それでもって当初想定しているものの中で、いわばオントラックであれば、わざわざ実査には行かないというのが基本的な対応です。したがって、むしろ実査に行くほうはまれです。

それから2番目、現地で公開されていないケースについて云々というお話がありました。まさしくそれが私が悩んでいるところの話であって、そこについて何か手をつけるのか、つけないのかということも含めて検討だということでございます。

以上であります。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

藤平さん、ありがとうございました。1つ目の、実査に行くほうがまれだということでしたけれども、私が推測するに、これらの案件では非常に環境社会影響が大きい、あるいは問題が大きいと考えられるプロジェクトについて行かれているのではないかなと思います。正しくないかもしれませんが。それであれば、先ほど申し上げたように、JBIC自身がみずから実査に行って確認してきた内容というものについて、ぜひ公開していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

この点については、まれという意味は、何か本当にほとんど例外的にやっているという意味ではなくて、実際に私どもは今もう過去になっているものも含め、これからのもの、オンゴーイングのものも含め、モニタリングの一環で実査とかに行っているのがあって、それがいずれ皆様方のところに追加情報提供という形で行くので、1件とかそんなような意味で行っているという意味でのまれではないのですけれども、いいかかったのは、当然の話として過程案件であれば定期的にモニタリングに行っている、これは違うといっているわけなのです。まずモニタリングの結果報告というモニタリング報告書をみて、それが満足いく内容であれば、あえては行かないということであります。

それを申し上げた上で、実査している内容を一々公開するのかと。これは必ずしもその必要があるかどうかはわからないなと思っています。私どもがいわばこれはモニタリング結果の確認とかいうものを仮に公開するというポジションをとったときに、その一環として実査した内容も踏まえるかどうかということであって、実査した内容を当然公開することではないのだろうと思っています。いずれにしても、そもそも論のところの検討ということもやらなければいけないことなので、ちょっと私どもの中で検討させていただきたいと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。

【国際協力銀行 藤平】

よろしければ、情報公開については以上ということにいたして、当初で決めましたとおり、次に非自発的住民移転のほうにまいりたいと思うのですが、休憩を入れるかどうかはちょっと。

【司会】

時間が大分延びてしまいましたが、10分ほど……

【国際協力銀行 藤平】

そうですね。15分とはいわずに。

【司会】

ええ、10分ほど一たんここで休憩をとらせていただいて、それからまた始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

【司会】

それでは、時間になりましたので、会議を再開させていただきたいと思います。

皆さん積極的にご発言いただいたおかげで、大分時間が経過しておりまして、当初予定の5時半までだとあと40分ぐらいということになりますが、それだと短いかなという感じもいたしますので、皆さんもしよろしければ30分程度延ばさせていただいて、6時をめぐりに、きょうのところはそこまで議論をしていただくというようなことで考えたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そういうスケジュールでやらせてさせていただきたいと思います。

それでは、先ほどございましたように非自発的住民移転の項目ということで、そちらのほうに移らせてさせていただきたいと思います。まずはNEXIさんからお願いします。

【日本貿易保険 小泉】

それでは、早速、非自発的住民移転について、NEXIの小泉でございます。

まず、この論点は、NGO様提案書、また若干その後にヒューマンライツ・ナウ様より追加された合計7つの論点がございます。20番の から ということで、内容的に非常に重要な内容を含んでいるということもございまして、私どもも検討ポイントをたくさん書いてしまったので、やや複雑にというか分量が多くなって、全体像がみにくくなっているという点もあるかと思えます。したがって、まず進め方ですけれども、私どもがご提案内

容について我々として理解して整理したところをご説明して、その上でご提案者の方々からその内容についてご説明をいただいて、個々の質疑応答へということでやらせていただきたいと思います。

最初に、非自発的住民移転にかかわる環境社会配慮ということについてです。多分、ご提案の内容も、このプロセスを時系列的に切っていったほうがわかりやすいだろうと思います。非自発的住民移転がある場合に、生計手段の喪失の回復または最小化を検討するというプロセス。その次に影響の緩和策、すなわち先ほどから出ております RAPですね。住民移転計画の策定の段階。そして、その後に対象住民との協議・合意のプロセス。それから、合意内容に基づくアクション、こういった段階を追って、非自発的住民移転の問題というのは対応されていくのだろうと思います。

これについて、JBIC/NEXIのガイドラインにおいて特に重視すべき、実施主体による環境社会配慮として規定しておりますのは、以下の3点を私どもでは規定しております。1点目が、非自発的住民移転及び生計手段の喪失の回復または最小化の検討が十分になされて、対象者との合意の上で実効性のある対策が講じられているか。それから、影響を受ける者への十分な補償及び支援が適切な時期に実施されていること等を通じて、対象者の生活水準、収入機会、生産水準が改善または移転以前に回復されるよう努めること。3番目といたしまして、その対策の立案、実施、モニタリングにおける影響住民や地域社会の適切な参加が促進されていること。こういった3つの内容を JBIC/NEXIのガイドラインにおいては規定しております。

以上を踏まえまして、お配りしましたA4横の用紙をごらんいただきたいのですが、これは1番に私どものガイドラインの該当箇所の文言が載っております。2番目に、ご提案いただきました内容を私どもなりに整理したものでして、一番左のところはその実施段階、こういう4つのプロセスがありますね。それに対してガイドラインでは、このような文言をもって規定しております。そのさらに右に、ご提案内容を検討ポイントに対するコメント等を通じまして世銀のOP4.12を援用してご提案いただいているというように理解できるものが左側、さらにご提案の方々独自に検討・立案した内容というように私どもが受け取ったものを右に書いております。この分類そのものが合っているかどうかという点についても、ご指摘があればご指摘いただきたいと思ひますし、OP4.12を援用したというようにお書きいただいている部分が実際そうなのか、英語で規定しているルールでもございますので、日本語のこれが完全に一致しているかどうかというところもわからない部分があり

ますので、そういったことも含めてご説明をいただければと思います。

ご説明におきましてお願いですけれども、こういった世銀等の国際的な基準をベースにご提案いただいているものにつきましては、その内容をさらに JBIC/NEXIのガイドラインないし別紙で再度規定することがどこまで必要なのかという重要性について、それから2番目に、独自のご提案内容も含めてこの内容をガイドラインに規定していることで、お借入様、あるいは輸出者に対して、輸出者が履行するという点において、どこまで実効性があるのかという点についても触れていただければと思います。

ほかの分野に比べましてこの20番の1から7というのは、世銀のOPにある程度沿った文言をどこまで、どういった文言、どういった概念を入れるべきなのかということだと思えます。新しい制度をつくるというような部分というのは、ほかのテーマに比べるとやや少ないのだろと思いますが、その内容についてご提案内容をご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。やり方についてでございますか。今、NEXIからご提案の項目について、その内容といいますか背景といいますか、そういったものをご説明いただくということでいかがかというご提案がございましたけれども、それについてのご意見……どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ご説明ありがとうございました。この参考資料、私どもの提言内容をブレイクダウンして、かつ現行ガイドラインと照合するような形でまとめていただきまして、私たちのも頭の整理になったかと思ひまして、非常に感謝しております。

それで、1つご提案なのですが、おっしゃったとおり、私どもの問題意識ですとか世銀のOP4.12に即した私どもの提言というのを再度ご説明させていただきたいと思っているのですが、せっかくこの論点表がございますので、論点表の各項目に沿って1つずつこちらのほうで問題提起させていただきまして、それについて議論というような形で進めたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

この1枚紙は必ずしも、これは参照ということで横に置いておいて、お話そのものは従来の論点整理表をみながらということで結構でございます。

【司会】

ありがとうございました。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ありがとうございます。それでは、1つずつ議論させていただきます。
まず再取得価格による補償から始めてしまってよろしいのでしょうか。

【日本貿易保険 小泉】

そうですね。では、20番の から。

【司会】

20の からお願いいたします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

再取得価格による補償ということについては、NGO提言といたしましては、被影響住民が移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他の資産の喪失に対する完全な再取得価格が補償されるべきであるということを提言しております。それに加えまして、当該国の法制度上完全な再取得価格による補償が保障されておらず、または当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として合意され、融資契約等に盛り込まれるべきである。完全な再取得価格算定のための市場価格調査が実施されているべきであるというような提言内容になっております。

これについては、既にJBIC/NEXIさんのまとめにありますように、現行ガイドラインに

において既に移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復、これは現行ガイドラインの規定なのですが、それには補償の内容というものは非常に重要である。再取得価格による補償というものが、この現行ガイドラインの目指すところを実現するためには必要条件であるという認識に基づいて、提言させていただいております。

つまり、再取得価格による補償というのは、世銀のOP4.12などでも定義されておりますように、移転住民が失った財産と等価の財産、資産を再度入手するのにかかるもろもろの費用のことでございますので、これ以下の補償ですと、その補償をもって移転前と同じ条件の土地やら家やらを買うことが不可能になってしまう。ということは、移転前の生計回復を実現することが不可能になってしまうという問題意識でございます。

ここにつきましては、私どもの提言内容は世銀OP4.12にほぼ準じていると思っております。ただ、それ以外のこともいろいろ書いているわけなのですが、例えば、相手国の法制度上、再取得価格による補償が保障されていない場合は、そのギャップが埋められる追加的な措置が図られ云々かんぬんというところで、それが L/Aなどで法的拘束力のある文書として合意がなされていることなどということが書いてあるわけなのですが、これは世銀OP4.12にも追加的措置、要は何らかの理由で再取得価格による補償が支払われない場合は、それを補充するような形での追加的措置によって補われなくてはならないというような文言が書いてあって、このような追加的措置というのはいわゆる移転支援、生計回復のようなものとは切り離して考えるべきで、あくまで再取得価格による補償というものを満たすための追加的措置であるべきであるというような注が書いてありまして、現に再取得価格による補償というものは生計回復の先ほど必要条件といいましたが、それをもってなお何らかの事情で、例えば現金になれていない方が補償金を使い込んでしまうですとか、その他、どうしてもいろいろな理由で例えば職を失ったような場合、そのようないろいろな事情があると思うのですが、そういうものはさらなる生計回復措置のような形で措置することが必要なのではないかと。つまり、再取得価格による補償というのは必要条件であって十分条件ではないという考え方に基づいております。

とりあえず私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは、今の説明に対してご意見、ご質問等ございましたら

らお願いします。どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご説明ありがとうございます。ここの部分、追加のコメントも含めて NGOの皆さんのテキストの中でのご説明も、非常に内容のあるご説明をいただいて、私どもも理解が深まった。きょう、まとめてしまえば、非常に複雑な部分ではあるけれども、やはり補償をどれだけきちんとできるかというところに住民移転の話は、唯一挙げるといえばここに尽きるのかなと。非常に大事なテーマだと思っております。この点で、必要条件ではありつつ、十分条件とはいわないといったところも非常に納得できるというところなのです。

ここの中で私たちのほうとして2点、まずここが最初になりますので、住民移転全体にかかわる形での私たちの基本認識というところを若干補足させていただきます。

1つは、この補償をどのように行うかということについては、非常に多様なやり方が世界各国であると。全くの相対取引に始まって、補償単価ががちがちに固まっている、要するにびた一文動かしようがない。国側も動かせないし、住民のほうも基本的には単価そのものが動かせないといったところもあります。そうした多様であればこそ、世銀のほうで非常に詳しい、これは何を以てすれば十分なのか、不十分なのかというクライテリアをはっきりさせているところだと認識しています。

その一方で、私たちとして若干感じるところは、世銀の基準と私たち ECAが行っていくというところで、だからできませんという意味ではないのですけれども、これをどうやって取り上げていこうかと考えたときに、非常に悩むところが2点、国際機関との比較であります。

1点目は、環境レビューを行うタイミングなのです。一般的に国際金融機関、世銀であれ ADBであれ、さっきの時系列でいうと、少なくとも RAP、住民移転計画をつくる段階では大いに関与している。つまり、彼らのガイドラインを示して、こういうものをつくらなければ融資しないよということが示されて、みんなつくっていくということが極めて一般的である。これに対して JBIC/NEXIがかかわるタイミングとして、もちろんそのタイミングからのものもあるとは思いますが、むしろもう少し後、つまり EIAの承認を受けて環境審査が始まるか始まらないかというタイミングであれば、同時並行的に RAPが承認されている時期前後というところが一般的ではないか。あるいは融資、保険付保のタイミングとして、移転が終わってしまっていますと。要するに支払いまで終わって、更地

のところ、ここまでやったのでみに来てくださいと。だから、そこまで待つてやるわけではないのですけれども、お客様の事業の性質上、そうなってしまう場合もあると。つまり、戻るためには1年とかそれ以上を要する場合があるという、不可逆性の問題が1つありますと。

それともう1つは、世銀さんとか ADBさんの場合というのはグラント、金利がかなり低い、あるいは金利が極めて低いということでラストリゾート的な位置づけになっている。つまりお客様のほうも何らかの事情で、もっと高いところから、市中からは借りられない、自己資金では集まらないというときに、そこに来ていると。ラストリゾートで来ているので、世銀さんなりのほうとしては比較的厳しい条件であっても、ラストリゾートですからほかに行き場がないから、それはお客様のほうも従っていく。これに対して JBIC/NEXI、あるいは ECA というものは国際競争で行っていく中で、うちはこういう条件です、世銀さんもやっていますよねと。いや、別に、あなた世銀ではないよねと。そういう中で、そんなにいうのだったら、多少金利が高くてよそから借りるよという選択肢をお客様とか実施主体がもっているというところ。この2点は、どこまで詰めていくのかという中での考えなければいけないところであると思っています。

その中で、ちょっとご質問、意見という形で2点申し上げます。1点目は、このタイトルそのものなのですからけれども、完全な再取得価格という言い方なのです。恐らく会場の方の中にもなじみがない言葉ではないかと思うのです。私など普通に身近な人に聞いてみて、だれも知らなかった。これ、実は火災保険とか損害賠償とかをやるときの日本語の場合の業界用語。何かを壊してしまって、保険会社とか NEXI ではないですよ、どこかが弁償したりするときの価格のときに、それを新品で全部一式買うとしたら幾らかかりますかという概念なのです。ある意味、完全な再取得価格って、馬から落馬するみたいな感じで、「完全な」が中に入っているとえば入っている。その辺で非常に難しい言葉であると。

世銀のOPの原文の中では実はそういう言葉は使っていないくて、非常にフラット。フル・リプレースメント・コスト、フルの移転費用という言葉になっていて、これでは何だかわからないから、補足のところで非常に詳しい、先ほど満田さんにご説明いただいた、あるいは NGO 提言書の中でご紹介されているような規定がきちんと決められている。そういう意味で、私はここは非常に感心したのです。オリジナルで考えたのだったら、本当にお仕事にされたらいいのではないかなと思うのですけれども、非常にいい訳語であるとともに、日本語のニュアンス、日本語で私たちは読んでいくわけですから、この場合、多分恐らく

何かの考え方というのがひょっとしてあるのではないかと。

あと、世銀OPの注釈の中で、NGOさんの提言の中で同価というところ。同じ価格という意味だと理解していますけれども、これ、世銀OPの中ではサフィシエント、一般には十分など訳されるところが同価になっているのです。ここのところは考え方として、どのような判断でとられているのか、まず文言として何かそこに提案意図がさらにあるのであれば、ご説明いただければというのが1点でございます。

もう1つは、先ほどの満田さんの説明と相反するような認識で申しわけないのですけれども、検討ポイント3のところでもコン・ウォッチさんのコメントの中で、言葉を詰める、再取得価格をもってこれが十分な算定方法ですよと認識しておりますと読めるのです。その一方で、補償算定制度は多様であって、必ずしも再取得価格という言葉によらない、あるいは市場価格という概念がない、あるいはそれを適用しない国というのがあると。わかりやすい話として、補償単価がみんな国のほうで決まっているというアプローチやなんかもあります。こうした場合に、そうした国の法制そのものの中で、いろいろなレビューの仕方があると思うのですけれども、その中で当該国法制が規定し、かつ実態上十分な補償額と判断されるような内容についても、やはり十分な算定方法といってもいいのではないかと。必ずしも市場価格、これは幾つかある方法の中で最も再取得価格に近づくアプローチの1つではないかと高く評価する一方で、それ以外の方法だと全だめなのかなという、そこはちょっと疑問を感じると。

また、やはり移転の結果として、それは是非あるところなのですけれども、例えば移転の対象者が従来、お百姓さんでしたと。そういう中で、移転した先でどうしても同様の農地に全員が当てはまらない、あるいはより高い所得がとれるという前提のもとに、例えばそのプラントの中でのエンジニア、工場労働者といった形で、あるいはサービス要員として従事していくようなケースというのものもあるのだと思います。そうした場合、職業訓練とか職業あっせん、そういった支援策が補償額とコンビネーションをもって生計回復を図っていくと。この場合、当該国の実施者たちの認識の中では、それがより高い永続的な所得になっていくというようなアプローチもあるのだと思うのです。

そのような応用例を含めて、完全な再取得価格による補償というところについては、ここを改訂していくのであれば、そうした裕度というところは若干考えていければと。いわば住民移転計画というのはここの1点だけではなくて、非常に多様なアプローチの積み重ねの中で、究極のところはその移転の対象になる方が移転前と少なくとも同等、あるいは

はそれ以上に回復するというゴールに行く中では、ちょっと言葉は悪いかもしれませんがけれども、角を矯めて牛を殺す的な、ここが守れないからため、例えば融資できません、保険付保できませんというアプローチ、あるいは、もう補償のぎりぎりまで来ているところから、もう一回、住民移転計画からさかのぼって、1年前にさかのぼってやり直したいなところというのが、どのくらい裕度があるのかというところは非常に大事なところかなと思う次第です。

ーたん私どもからは以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

1点、いただいた質問でよくわからなかった点があったのですが、算定方法というのはいろいろある中で、実際に収用される財産等をカバーするのに十分な算定方法ということで、こういったやり方であれば、今とられているリプレースメント・コストというやり方以外のやり方でも十分な手法といえるのではないかという質問をいただいたのがちょっとよくわからなかったので、済みません、その点だけ確認させてください。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

そこは質問というか意見ということになるのですが、市場価格、調査に基づかないと思われる形、あるいは再取得価格の算定というのですか、世銀で決めているとおり、全くそのとおりでは、100%そうではないけれども、全体的に与えられている金額を移転者のそれまでの所得とか財産などから判断して妥当であろうと、あるいは当該利害当事者の中でもこれでいいのではないのというような認識があるような算定方法があるのであれば、そういうものも十分な算定方法として認められる裕度はご提案の中ではあるのでしょうかという質問です。

【司会】

どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

たくさんお尋ねをいただいているので、どこからどう答えたらいいかと思って困っているのですが、その部分から申し上げますと、JBIC/NEXIさんの関与のタイミングが遅いと。融資なり保険の申請段階で実際に住民移転が始まっている、あるいはもう終わってしまっているケースもあるということがまず1点目としてお話しいただいたと思います。恐らく、必ずしもこのポイントについては、後戻りがとても大変というわけではないのだろうなと思っておりまして、実際にどのように補償したのですか、補償金額はどのように算定したのですかということを確認していく中で、リプレースメント・コストという基準を満たさないということであれば、もう既に移転してしまった人についても再度そのギャップを満たすための何らかの方法について合意してくださいという議論の仕方は可能なので、関与のタイミングというのがリプレースメント・コストとの関係で非常に重要な論点であるとは私は余り思いませんという回答になります。

それから、文言について幾つかお問い合わせをいただいております、リプレースメント・コストという言い方を再取得価格と訳すのは、恐らく一般的な訳し方だと思います。恐らく英語の世界でも同じ保険の世界から来た用語、要するに保険の世界でリプレースメント・コストというのを使っているのではないかと思うので、訳としては私はこれ以外の訳というのをみたことがないので、大きな意味があつてこのように訳しているということではありません。

ほかの方の便宜のために、市場価格と何が違うのかという点については若干補足させていただきますと、まず市場価格というのは、失われる財産の現在の価値をそのまま反映するわけですが、再取得価格という概念はそうではなくて、今から同じだけの財産を取得するのに幾らかかるかという前向きというか、将来に向かって計算するという方法であるという点が大きく違うというのが1点。そのために、要するにもともとあった状況と同じ状況を確認するために、市場価格だけではなくて必要なトランザクションコスト、例えば労賃が必要だったら労賃を含むとか、あるいは登録とか登記にお金がかかるといった場合にはそういった金銭も含む概念であるというのが2点目の違いです。

それから、サフィシエントについては、済みません、どこの点についてご指摘いただい

ているのか、ちょっとお願いできますか。同価という表現を使った覚えはないのですが、同等と書いたのかな。

【日本貿易保険 稲川】

皆さんのご提言書の6ページ目の下の欄のアステリの15番、「喪失した財産・収入と同価の財産、所得を」というところに出てきて、ここが多分、世銀のOPの中で合わせていくと、サフィシエントの部分になると。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

この点については特段深い意図はないと思います。基本的には世銀の基準を満たしていただくということを念頭に置いて、この点についてはつくられている提言であります。

それから、何かばらばらとお答えしているのであれなのですが、さまざまな所得回復等の支援策も含めて生計回復というのは判断されるべきではないかというご指摘をいただいているかと思います。それは確かにもっともなところはあるのですが、失われた財産のストックの部分と、それから収入というフローの部分というのは、2つ分けてみないと、両方を合わせて何とかかなりますという話は相当失敗することが多い。なぜかという、特にフローの部分というのは、不確定な部分が多いのです。私もさまざまな所得回復策だとか移転後の生計回復策だとかいうのをみてきましたけれども、必ずしもフローの部分というのはうまくいかないこともありますし、それは別に意図的にどうこうということではなく、新しい、例えば今までとは異なる生計手段を始めてしまって、それがうまくいかなかったりだとか、そういうことはたくさん起こると思うのです。それとは切り離された形で、最低限必要な土地、あるいはシェルターとなる住居というものについては、同等のものをきちんと提供するという話はフローの話と分けて議論しないと、プロジェクトが実施される前の段階で、今後の補償、支援策がプロジェクト前のレベルと同じになるかどうかというのを判断するのは、私は困難ではないかと思っています。

逆にお尋ねしたいのですが、具体的に私もこのコメントの中に書かせていただきましたけれども、リプレースメント・コストは確保されていません。実はベンチマークとなる世銀のセーフガード政策OP4.12にも、あるいはIFCのPSというのは多分そんなに経験はないと思いますけれども、両方リプレースメント・コストということは要件になっていますので、多くは多分守られているという前提だと思うのですが、それが守られていない、しか

し、こういう生計回復策を提供したので大丈夫だと判断したという事例がもしあるのであれば、それはむしろ教えていただきたいと思っているところです。私は、ストックの部分とフローの部分をごっちゃにして生計回復を判断するというのは相当困難な話で、モニタリングをゆがめるとまでは申しませんが、モニタリングが困難になるのではないかと考えているところです。

ちょっと不十分ですが、ひとまず以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご回答ありがとうございます。コメントするところ以外は福田さんのご説明で一応納得したというか、質問に対してはご回答があったということにかえさせていただきます。

一番最後のところについては、個別の案件にもなってしまいますし、最終的に移転が完了しているのか、まさにモニタリングの世界、時間の中でわかってくる部分もでございますので、特に農業とか漁業、第1次産業の従事者の所得の回復は少しスパンが要るのだと思うのです。それに対して2次産業、3次産業というのはお給料ですから、基本的には早い時期にみえてくると。ただ、それが不確定であるということについては否定はしません。ただ、その一方で、国にもよるのですが、日本もそうだと思うのですけれども、得てして1次産業が不確定であって、特に住みなれたところを離れる、住みなれた漁場、あるいは土地を離れることで所得が非常に下がるということはまああると。そういうところを配慮して、職種の転換を求めていくような場合において、現物の補償額はすると仮にしても、そこに余り重きを当該国なり事業者として置かないで、この後、だって給料がもう出る仕事があるよなと。そういう中で、ここの中で補えるよなと。要するに安定した仕事とそこの住民たちも思っていると。ここで働かせてくれみたいなニーズはよくあると思うのです。このプラントで働かせてくださいと。それがふるさとを離れずに一番安定した職業だと。これは日本でもまさにそうなのですけれども、そういうリクエストがあると。そのように当事者たちの中で一定の根拠をもって納得している。確かにそこには将来を担保にしたものがある点は否定はしませんけれども、そういう場合はあり得るのだと。そのところで、福田さん、ここ、実はというところがありますと。

それと最初のところで、レビューのタイミングとして後戻りすることはできないのではないかとこのところなのですけれども、ここは実はフロアの中でほかの産業界の方とかにもお伺いしたいのです。アプローチとしてできるということと、それを特に納得してしまっている人たちに、改めてそこから戻って下さいということがどういうところになってくるのかなと。さかのぼって交渉ということは、一たん合意してしまっていて、ある程度納得していると。十分かどうかということも限界点はあると思うのですけれども、市場価格によっていないとか、ある1点だけ、非常に厳密にそこを求めることで全部やり直したいと。それは何の根拠だといえ、世銀ですといった形でお客様に働きかけると、もう更地で工場を建てるだけです、プラントを建てるだけです、住民の人たちも動いてしまっていますと。住民の人は補償額がふえるからいいと思うのです。ただ、世銀みたいに自分のところでそれだけ貸付額をふやすというアプローチは必ずしもないと。間にお客様が入って、借りられるお客様がいる。あるいは当事者たちの中でのファイナンスプランもあると。そうした中で、そこに戻るということが容易なのか、イージー・ツー・アクセプトであるのかということ、ちょっと勝手なのですけれども、一たん産業界の皆様とか、実業の中で触れられた方のご意見を聞きたいと思うのです。これは別にぶつかれというわけではなくて、両方のご意見をお伺いしたいというだけです。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

今の質問に私なりにお答えする前に、ちょっと確認させていただきたいのですが、再取得価格でこれをちゃんと補償しなさいというご提言に対して、現行のJBIC/NEXIのほうのガイドラインでは、以前の生活水準の収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならないというように書いてあるのですけれども、これで読めないというのが私はよくわからないのです。確かに英語ではフル・リプレースメント・コストということになっているのですが、このフル・リプレースメント・コストをちゃんと翻訳、再取得価格という言葉が正確なのかどうか私もよくわかりませんが、これに置きかえ……こちらで十分読めるのに、どうしてこれをやらなければならないのかというのをちょっと教えてください。

それから、先ほどの不可逆性のことなのですが、やはり基本的に、EIAができてきている時点におきましては、こちらのほうの事業者及び関係住民との間での補償というのは合意がなされています。これは先ほど話もありましたように、基本的には当局のほうに行ってこれが承認されていて、そうしたものをもとにJBIC/NEXIのほうでも審査といたしますか確認するという形になると思うのです。このときに、これは再取得価格に基づいてやっていなかったのではないかと。しかも、おっしゃっているのは、ちゃんと市場調査をしてやりなさいという形でいっていますよね。例えばこういうものは現地の法令なり基準なりにまずどこまであるのかというのはよくわかりません。もしなかったとすれば、ないものに対してやれというのは無理だし、事業者からみても、一度とったものをまた当局のところに行ってやらんといかんですかということになりますと、かなり負担はかかるなという気はいたします。ちょっと是非論は別として、かなりの負担がかかります。でも、その負担を押ししてまでもやりなさいと。これをやらないといたら、JBIC/NEXIは付保するな、融資するな、これはかなり行き過ぎではないのかなというような感じはいたします。これで回答になっていましたでしょうか。

【司会】

ありがとうございます。では、満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ご質問ありがとうございました。確かに現行ガイドラインの規定、移転住民が以前の生活水準の収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復、これはある意味、非常に厳しい規定だと私もよく思っていたところです。厳しいというのは、ただし、守らなくてはならない規定であることは論を待たないと思っているのです。こういう規定があるのに、なおかつこのような再取得価格による補償というものを私どもが提言させていただいたのは、非常にいいづらいことながら、このガイドラインの規定は果たして個々の案件において厳密な意味で遵守されているのかどうかということに関して、それぞれの経験に基づき疑念をもったからにはありません。住民移転という最も社会的に大きなインパクトのある項目について、JBIC/NEXIさんがガイドライン上、このような規定を掲げるからには、だれが読んでもこのとおりやれば少なくとも、移転者の生活水準が回復できるよう努めるということが、こうこうこういう手段を、それでも十分ではないけれども、必要と思

われることはすべてやりましょうよというのが、かみ砕いていえば今回の提言の内容かなと私は考えております。

なぜこの補償というものが重要かというのは、先ほど私がかかなり長々とお説明させていただいたわけなのですが、やはり私も幾つかの事例を通して、移転者の方はこうした再取得価格、少なくとも以前もっていたものと同等のものを買うことができる補償金があれば、生活水準の回復という意味では困難を来すというか不可能だと信じるに至ったからなわけです。そんなことはないよということであれば、逆に JBIC/NEXIさんに、せっかくガイドラインの実施状況調査を、またその補完の調査もされているので、ぜひ具体例で示していただきたいと思っていますところでは。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

社会対策は全般的にかかなり難しい面がありまして、全員がまとまった統一意見になるというのはなかなか少ないということで、どうしてもグループの中に一部の反対の方もいらっしゃるということが必ず出ると思います。そういった意味で、今お話があったことが本当に住民全体の意見であるかどうかということについては、ケース・バイ・ケースでかなり違ってくると思うのです。

実際にプロジェクトを実施する者の立場としては、実はそのあたりはかなり気を遣いながら、要するに地元の方と相談をしながらやっていくわけです。ですから、先ほど稲川さんから話がありましたように、途中で作戦を変更するということは耐えられません。多分、最初からやると、調整と皆さんの納得を得るために1年ぐらいかかります。プロジェクトにとって1年のおくれというのは致命傷なのです。そういうプロジェクトもアフリカがありました。大変だったです。ですから、そういった意味で、もう少し実際やる人の立場になって考えていただきたい。自分たちが話をする場合に、本当にそれが全体の意見であるかということも考えてお話を提案していただきたいなと思います。

以上です。

【司会】

はい。

【日本貿易保険 稲川】

幾つかご意見を双方からいただきました。ここが多分一番大きい話になるので、時間があればもう一度ここに補足の意見があれば伺いたいのですけれども、端的に整理すれば、きょうの時点での皆さんのご意見、それから書き物を含めた私の認識としては、NGO提言というのは恐らく世銀のものを踏まえつつ、より明確に、現行のガイドラインが書いてある趣旨、生計回復のところに対する最も確実なアプローチ、それは満田さんがいったとおりだと思います。これをみればだれでもできるな、このとおりにできれば一番近道だなというところは異論はありません。

その一方で、ではそのときに、必ずしもそのアプローチでないことをしている 十分な補償をしていないという意味ではないですよ。当事者たちの中では、支払う側、それから受け取る側、双方においてこれで十分ですと。もちろんそうではないという議論もほかのところに出てくるのだけれども、一般的にそうだと思って合意している例というのがあると。きょうはJBICさんの紹介は恐らくない、実施状況の回であると思うのですが、必ずしもマン・ツー・マンの対応ではないけれども、総合的にみたときに双方が合意しているという事例においては、恐らく一方が他方を強いているというよりも、全体の中で双方が合意に至ったのではないかと。そういったアプローチがある中で、この方法しかありません。戻ってもいいからやりなさいというところにおいては、若干のご苦労というか、若干ではないというかもしれないですけれども、産業界からみると、あえて言葉をいいかえれば限界例がある。明らかにあるという中で、その裕度というのはどうなのだろうかと。この点は、きょうこれから、多分これが一番いいのだというご意見は、ほかにもフロアから手が挙がっていた中ではいっしょうじょうし、ほかに産業界の方のフロアの手でいえば、いや、そんな無理ですよという中でございますので、恐らく補足のご意見等あれば、宿題ではないのですけれども、ご遠慮なく、追加のコメント等でテキストに書き足す形でも結構ですので、いただければ、それは随時承って、ドラフトを出す中で1つどうなのだろうかとこのところは考えたい。

この部分、この20の1については、恐らく2ラウンド目にもより詰めていくのだろうと。要するに文言として、先ほど小泉もいったとおり、内容の理解をお互いの異なる意見をま

とめ上げていく中での言葉の問題に一たん移りながら、実際は中身の議論を続けたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【司会】

清水さん、どうぞ。

【 FoE Japan 清水さん】

稲川さん、ありがとうございます。基本的には私はその線でいいと思うのですけれども、1点、今の不可逆性の議論に関してご質問をこの場でぜひさせていただきたいと思います。どちらかというと言業界の方にお答えいただければと思うのですけれども、要するに今、JBIC/NEXIさんに申請するときには、もう既に EIAなり RAPなりが終わっていて、もしくは補償がもう既に終わっている場合もあると。その場合、後戻りできることが可能なのか、そうでもないかという話があったのですけれども、むしろ RAPなり EIAをつくるときに、もしくは補償の価格を算定するとき、融資機関に対してアプローチするののかしないのかということをお伺いしたいと思います。というのも、EIAなり RAPを作成するとき、もう既に ECAなり世銀なりにアプローチするということの方針として決めているのであれば、そのときに、JBICにアプローチするつもりなので、リプレースメント・コストでやろうというようなアプローチはあるのではないかと思うのですけれども、そのあたり、業界さん、もしくは事業者の慣行として、一体いつのタイミングで ECAなり融資機関なりのアプローチを考えているのかというのがわからないので、その点をお伺いしたいと思います。どなたかお答えいただけますでしょうか。

【司会】

ありがとうございます。どなたかお答えいただける方いらっしゃいますでしょうか。藤井さん、よろしゅうございますか。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

いろいろなケースがあるのと、私自身も現在団体でそれほど実業的なことをやっていないので、正確ではないかもしれませんが、もし違ったらご指摘していただきたいのですけれ

ども、基本的に入札とかをやる場合には、もう既に、例えば事業者のほうでこういうことをやりますからということで、いろいろなテンダーを掛けて、公開入札というのをやるわけです。そうしますと、例えばそこにフランスの企業が応募するし、日本の企業も応募すると。そこで競争というのがあるので、我々も競争というのがありますよねということ必ずいっているのです。その入札の段階というのは、事業者はこういうことをやりますというのを基本的には決めていますので、先ほど稲川さんから更地という表現が出ましたけれども、要はここに何かをつくるための入札をやるということになってくると、その段階では事業者のほうはそれなりの EIA というのはもう既につくっているケースが多いでしょうと。

では、今度、入札者はどうなるかということ、入札の段階、あるいはその以前、入札しようとする段階で JBIC/NEXI のほうにアプローチして、実はこういったものに応札しようと思いますので、とれたらよろしくお願ひしますと。そのときに JBIC/NEXI のほうの環境ガイドラインというのはこのようになっていきますよというように、クライアントのほうに説明をします。そういったことになってくると、クライアントのほうでも、ああ、なるほど。こうなっている、こんなこともやらないといかんのですかというような話が起これることはあります。

それで、そういった中で、先ほどの、市場価格までやらないといけないのですかというようなことになってくると、それはちょっと、それだったら、JBIC/NEXI を使うとそういうことになるのであれば、ほかのところに頼みましょうかねというようなことが起これる可能性は十分あるのではないかというような感じはします。これですべて 100% 言い尽くしているとは思いませんが、大体こんな感じかなと思います。何か補足があったらお願いします。

【司会】

お願いします。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

補足になるかどうかわからないのですけれども、現実に私自身は、今は団体ですが、ある企業にいたもので、そういう国際競争の中でやってきたのです。前にも説明しましたけれども、今言ったように入札などは現実にそれぞれの ECA のサポートのもとに出てくるの

ですけれども、いろいろな国が出てきます。最近では中国だ、ほかのところが出てきます。そういう中でやっていますので、そういう補償の問題を強くいったときに、まず、ではJBICさん、要りませんと。つまり我々日本は負けてしまうということは、現実に同じようなことでありましたから、余り NGOさんも、JBICさんだけ突出したことをやれといったら、我々産業界にとっては、それはあなた負けなさい、ビジネスチャンスを失いなさい、極論すればそういうことをいっているにすぎないのです。ですからその辺はよく考えてやっていていただきたいというのが切なる願いです。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

幾つかお答えしたいと思うのですけれども、1つは、先ほど藤井さんからいただいた、現行のガイドラインで何で読めないのだという点についてなのですが、現行のガイドラインの文言では実施されていないからだということです。現行のガイドラインに書かれている現在の非自発的住民移転に関する文言というのは、世界銀行のOP4.12との関係ではオブジェクティブズと呼ばれているところにほぼ該当するのです。原理原則というか、こういうところを目指して実際にやっていきましょうということは書かれているのですが、ここにはハウが書かれていない。ハウのところでは結局物すごい議論になるわけです。

実際に私が知っている、これは ODA のプロジェクトですけれども、そういうことで再取得価格を採用するかしないかということでけんけんがくがくやって、実際に再取得価格は採用しませんという形で、でもちゃんと十分な補償なのです。十分な補償と生活水準の回復というのはガイドラインに盛り込まれている文言ですから、これでちゃんと生活水準の回復はできますということで ODA が提出され、実際に調べてみたら、生計回復はできていない。結局、移転のための費用のほうが補償金より全然高いという結果になったと。その結果、外務省は何をしなけばいけなかったかという、相手国政府に事業が始まった後にいろいろ働きかけて、今からもう一回お金を払ってくださいと。NGO からこういう指摘があって、確かに実際にこういうデータが出てきますので、きちんと再度市場価格調査をやって再補償してくださいということになったケースというのが、私の最近知っているケースであります。

現在ガイドラインに盛り込まれている生活水準の回復というのは、それはそれで1つのゴールとしては全く正しいし、そのまま維持していただきたいと思うのですが、それはどのようにそれを達成するかという議論がやはり重要なのであって、そういう意味で私たちが提言している内容というのは、ほとんどが今のガイドラインに書かれていることをどう達成するのかという基本的な道筋についても私たちとしては書き込んでいただきたいと思って、こうやって提案させていただいているというところがあります。

今の事例との関係では、先ほどから後戻りになっては大変だという議論があるのですが、けれども、プロジェクトが始まってから実際に住民の生計が回復されていませんねと。それで NGOなり現地住民からクレームが来た後に後戻りするのは、もっと大変だと思うのです。それはやはりプロジェクトが始まる段階で何が確保されていなくてはいけないのか、その後、手戻りがまさにならないように、きちんと事業が開始される時点ではこれは確保しましょうということが、その後、プロジェクトの実施段階においてさらにコストの高い後戻りを避けるために重要ではないかと私は思っています。

それから、もうちょっとコメントさせていただきたいのですが、1つ、今、国際競争力の話が若干出てきていて、確かにそれはもっともなことはあるのだろうなとは感じています。一方で、今、先進国の ECAは多くはコモニアプローチを採用し、コモニアプローチの中ではパフォーマンススタンダードなり世界銀行のセーフガード政策をベンチマークとしてみていくというような中で、この両方の政策にリプレースメント・コストというのは既に要件として入っているわけです。先進国からイクイップメントを買おうということでプロジェクトの準備をしていらっしゃるという実施主体であれば、恐らく前もってこれに一定程度対応できるようにしていくのだろうなというのが、今後の国際的な流れになってくるのではないかと考えているというところがあります。

それから、最後に、これは議論を聞いていての雑駁なコメントなのですが、恐らくインベスターの方とエクスポーターの方で随分違うのだろうなという感じはするのです。実は私が知っている、恐らく FoEさんとかみんなそうだと思うのですが、私たちが結構けんけんがくがくの議論をやらせていただいている方というのは、多くの場合、日本企業はインベスターであることが多いのです。決して私たちもプロジェクトができ上がった段階で、もう入札にかかって今からいわれても困りますという状況ではなくて、そもそも日本企業が大きなシェアホルダーとなって現地に企業をつくり、プロジェクトの準備段階からかかわっているという場合が多くて、ある意味、私たちとしてはそういう場合を念頭に

置いてこういう提案をさせていただいているという側面があるのは事実であって、そういう意味では、エクスポーターの方、既に事業が固まった段階で入札に参加するのだという方にとっては、もしかしたら違和感があるということはあるのかもしれないと思います。

ただ、そこに2つの違うガイドラインを設けるという話になってしまうと、それはそれですごい大変な議論になってしまうので、ちょっとそういう議論までするつもりがあるわけではないですが、恐らく早い段階できちんとした、JBIC/NEXIはこういうガイドラインをもつ、ほかのECAもこういうガイドラインをもつという中で、輸出者という関与の中でもプロジェクト実施主体がきちんと前もってこのような対応が将来必要になってくるであろうということを、ガイドラインを通じてプロジェクト実施主体にきちんと示していくというのが、今後の環境社会配慮を考える上では重要なアプローチになってくるのではないかと考えています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

ありがとうございます。いろいろまとめていただいたのですが、恐らくベースの理解でやはり考えておかなければいけないのは、おっしゃったインベスターかエクスポーターかというところなのですけれども、特にNEXI、JBICさんも同じだと思います。NEXIのお客さんは、輸出振興の輸出保険の団体ですから、エクスポーターが中心だと思います。JBICさんにしてもお金を融資されるわけですから、エクイティーを出している部分ではなくてお借り入れなので、インベスターではないのだと思うのです。そういった意味で、想定されている事業者さんたちとはお立場が違う部分があるかなと。その辺を今後議論していく、あるいはご提案をお伺いしていく上では念頭に置きながら、お聞きしなければいけないかなというように思いました。

それから、ほかのECAについては、恐らくコモンアプローチを採用しているの、世銀のOPを参照して、それにかなり沿ったものとしてやっているのだと思うのですけれども、コモンアプローチの中でも、そうはいつでも多国籍金融機関というのは主として開発援助に焦点を当てているわけで、ECAは競争的環境における貿易促進であるということ意識

しながらやっているというようにコモンアプローチも書いているので、他国の ECAがどこまで日本の ECAと違った立場をとっているかというのは、私はすぐにはわからないなという感じがしています。

それで、今、20の を議論させていただいてきているのでけれども、時間も6時近くになってきておりますので、この後どのようにやっていったらいいのかということなのですからけれども。 2まで行ったのですか。2まではやりたいと。

【司会】

先ほど申し上げましたように、きょうは6時ということで、やり始めるとどんどん、延々となってしまうおそれというかありますので、どこかで時間を決めたほうがいいなと思っております。

【日本貿易保険 小泉】

ただ、では議論ということでなしに、例えばご提案のご趣旨をお伺いするというような形で、2番のご趣旨を伺うということでもよろしいかと思うのですが。

【司会】

どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

あと10分しか残っていませんよね。なので、私も何点かまだコメントさせていただきたいことが残っていますし、1の議論を続けたほうがいいかなと思うのです。前回の反省からいえば、前回、情報公開の翻訳版のところを始めて、結局やはりきょうの頭、同じ議論をするはめになるというところがありますので、趣旨説明だけというのは時間の使い方としてはちょっともったいないのかなと思います。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

わかりました。では、20の について追加のコメントを。

【司会】

それでは、そういうやり方で。どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

今、福田さんのお話の中で、ODAのケースでも住民移転の問題というのはかなり難しいところがあると。外務省さんまで出てきて相手に物申さなければいけない状況ということになりますと、JBICさん、NEXIさんのお立場を考えると、ODAもしくは国際協力機関と考えると、ちょっと失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、複数ある銀行さん、もしくは保険会社さんが1つという立場で、そこまで相手方に強力で押し込める方法、手だてがあるのだろうか。逆に、手段としてこのように書いたとしても、書いただけで結局できないことは変わらないというおそれがないかなと。そうしますと、多分、今の中でもJBICさん、NEXIさんは苦労されながら、何とかうまく、100点とれなくても60点、70点目指して動くという形をされているのではないかと思うのです。ちょっと現実的に難しいところまで規定するのは、逆にちょっと自分の首を絞めることにならないかなというように思ったものですから、済みません、感想程度になって申しわけないです。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易会 平尾さん】

産業界として同じ意見なのですが、特に新JBICはこの10月から日本企業の国際支援、それから資源の確保というように、平成17年でしたか、国民的な議論を経て円借の部分をJICAに統合して独立するということになりましたので、今のガイドラインは新JBIC、新しい組織のガイドラインであると思いますので、そのところの議論をきちんとしておかないと、議論があっちに行ったりこっちに行ったりするのではないかと思いますので、そのところは非常に産業界として重要な認識だと思っていますので、その辺をひとつよ

ろしくお願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

先ほど福田さんが話した案件なのですが、私がいうのも変なのですが、私の観察によりますと、やはりガイドラインにゴールしか書いていなかったと。ハウというように表現されていましたが、一体どういうステップを踏んでこのガイドラインに書かれている目標を達成するかどうかというのが書かれていない。ということは、実はどなたにとっても不便なことといえますか、余りよろしくないことでして、事業実施者はガイドラインに余り明確に書かれていないことは気がつきませんし、やらないと。そういたしますと、結果的に、住民の生活水準が回復できないということが生じて、それをもし看過しないとすれば手戻りが生じるということで、やはり予測可能性を高めるという意味では、こういったこともしっかり書き込んでいくということが重要なかと思っています。

もちろん国際競争力ということもありますし、ODAとかの違いというのは重々承知しているのですが、ただし、今、民間セクターにおいてもかなり大規模なインフラですとか、もちろん資源開発の際にも住民移転は生じるわけですので、その住民に対するリプレースメント・コストの補償がされるという、だんだん国際的な流れとしては、世銀のOP4.12はもちろんのこと、ほかのIFCのパフォーマンススタンダードなどでも規定されていますし、流れとしては当然の住民の権利としてリプレースメント・コストというのを認めている経過にあるわけですので、たとえばJBICが円借款をJICAに統合し、もっと特化したミッションのもとやっていくにしろ、今後の民間の重要性とか資源確保の重要性を考えたときに、やはり私は非常に必要な文言ではなかろうかと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

先ほど、大分前に清水さんからご質問あったと思いますけれども、JBIC/NEXIに対してどのタイミングで話をもってこられるかという話の補足と、私の意見にもなるのですけれども、JBIC/NEXIに話が来て、実際に環境実査を始めさせていただくときに、移転をだれの責任でやるのかというのはチェックとして我々はやっています。それは受注した日本企業さんであれば、こういう形でやってくださいというのは確かにできるかもしれませんが、責任主体が現地政府であることもあります。現地政府が用地取得、住民移転については責任をもってやりますと。その上で日本企業さんがプラントをつくってくださいとか、事業をやってくださいという話があります。という中で、現地政府が何に基づいて用地取得をやっているのですかという話になると、私の経験上、多いのは、それに関する法律というのがちゃんとあって、法律に基づいて算定額を決めていたり交渉したりというのがベースにあたり、もしくは責任主体の法律に基づいた内規とか、それに基づいて実施されているということが多いという状況です。

という中で、ではそれが実際に住民移転が始まっているということに関して、日本企業さんではなくて現地政府に対してこのようにやりなさいということになりますと、先ほど産業界の方からもありましたけれども、ODAのそういった援助の世界でさえ、日本の銀行が何をいうのだという話もありますし、どこまで実効性があるのかなというのはあります。ただ、めどとしてこういう考え方がありますとかというのは、ご提案いただいている趣旨というのはだれも反対することはないのかなと思いますが、ガイドラインに明確に規定して、これを全員守れということに関しては、先ほどの議論の繰り返しのようになりますけれども、難しいのかなと思います。

あと、再取得価格によるというお話でございますけれども、再取得価格とは何かと。何か神学論争的な話になってしまうのですけれども、稲川さんが大分前におっしゃったのをちょっと私、例えば日本の自動車保険で再取得というか、自動車に保険を掛けたときに、自動車が大破したとか盗まれたというときに、それが新品の価格かどうかという、多分自動車保険を掛けられている方はわかると思いますけれども、新品ではないですね。市場価格というのがあって、例えばその車が5年落ちの車だったら、その車の5年落ちの市場価格というのを保険会社はデータをもっていて、それが支払われると。新品の場合は新品特約とかいって、買ってから2年ぐらいしか新品はだめよとか、たしかそれが再取得価格だと私は認識しています。なので、再取得価格は新品であればそれはいいですけれども、

それは何かと。市場価格もたしかこちらの NGOの方からもコメントを出されていますけれども、必ずしも市場価格が存在するわけでもないし、ハウの世界になりますけれども、ハウを一義的に市場価格でやるのだとか、あと何となく思いつくのは、日本で投資家がこの土地からどれぐらいの生産性があるのかとかというのを逆算して計算するという方式もあるかと思えますけれども、そういったハウの部分も明記して、一律にこの中から幾つか挙げて、この中でだからどれか1つ絶対選べとか、そういった面でも疑問がないことはないなというのが私の意見でございます。

【司会】

どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

今の論議でまずいのは、車というのは償却資産で5年とか6年で10分の1になるのです。土地とかそういうものは償却資産ではないので、そういうロジックをしないほうがいい。よく使う、得意なところでしょうけれども、償却資産でないものを償却資産のロジックでやるのはペテンですよ。

【司会】

はい。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

まず、最後の市場価格がない場合云々かんぬんというのは、もう既にコメントに出させていただきましたけれども、市場価格がない場合に金銭での補償をすべきでないというのが通常の考え方だと思います。なので、再取得価格というのがすべての補償というか移転対策の場面において通用するわけではないと私も思っております。

先ほどからちょっと私が困ったなと思っているのは、どのように表現したらいいのですかね。藤井さんが先ほど、ガイドラインの文言でなぜ等価の財産が渡せるというように読めないのだという問題提起をなさっていたと思うのですがけれども、まさにガイドラインの文言を実現しようと思ったら、こういうやり方をやらないと無理ですよねというのが私たちの根本的な疑問なのです。それを多分、満田さんは必要条件という形で表現されたのだ

と思うのですが、今のガイドラインに書いてあることは皆さんやってくださいと。恐らく産業界の方も一生懸命守っていらっしゃる。それをJBICの方、NEXIの方は確認されていらっしゃる。それをこの市場価格という方法をとらずにもし可能だというのであれば、ぜひグッドプラクティスというのでしょうか、こういうやり方で実際にそれは可能なのですよということを教えていただきたいと思うのです。

実際に私たちは、市場価格調査もやらず、再取得価格を補償せずに補償して、それで困った人たちがたくさん出てきたというのをみて、こういう提案をさせていただいているので、もしこのやり方でなくても大丈夫だ、ほかのやり方だってあるではないかということであれば、ぜひそれを示していただいた上でないと、ちょっと議論が前に進まないのかなと思っていますところがあります。

以上にします。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今の福田さんの最初にちょろっといったことの単なる補足なのですが、世銀のOP4.12でも要は土地の取引市場がない場合は、恐らく土地ベースの補償オプションに基づくべきだみたいな表現だったと思うのですが、要は同等の代替地なりを供与するというようなことが書かれていたと思うのです。ちょっとこの NGOの提言が世銀のOP4.12をすべてもってきたわけではなくて、私どもがとりわけ重要だと考えたものを切り出してきていたので、その辺が非常にわかりづらいところになってしまったのかと思うのですが、考え方としては、土地の取引がないような場所ではやはり土地ベースの補償であるべきだと私どもも考えております。

以上です。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

きょうはいろいろなご意見が6時を過ぎても出ているのですけれども、福田さんのところで一言いわせていただくと、ほかの皆様もそれぞれのお立場から、産業界さん、JBICさんもおっしゃられているのですが、福田さんたちのアプローチを多分否定しているのではなくて、それよりもベストプラクティスは、私が頭が悪いだけかもしれないけれども、出てこないと思います。ハウツーがないという点でいえば、きょうそこはあえて持ち出さなかったのだけれども、従来から参照基準としての世銀があって、そこへの適用の度合いをより深めていくと。

それであっても遵守ではないよねということはテキストの中で NGOさんからコメントあるわけですが、その中にハウツーは書いてあるよというところがあります。ただ、この部分は、そこがなかったらここに書いている一番大切な生計回復が実現できないということであれば、またこの方法が最もすぐれた方法の1つであることは疑いないと私個人は思います。だから、その点で書かなくていいのだとか、こんなもの以外にも何かあるのだという議論は、恐らく皆さんそういうつもりはないのだと思うのです。

ただ、その中で、さはさりながら、この方法ができていないと。いろいろな理由はあるのだと思います。多分1つには、途上国の人などは思ったように私たちのガイドラインどみていないのだと思います。みていれば、今さらこんな議論をしなくたって、全部の案件うまくいっているわけですよ。そんなことは理由にするつもりはないけれども、やはりいろいろな要因があって、現実がある中で、今、一足飛びに、全然できていませんとかさっき怒られてしまったのですけれども、30点のところからいきなり100点に行くのは難しいのだろうなと。その中で何点まで行ったら今回はいいのだろうとみんな悩んでいるのだと。100点に行きたくない人はだれもいないのだと思うのです。そういう中でどうしていったらいいのかなということなのかなと。

だから、そういう意味では、今、細かい部分の意見もあって非常に興味深かったのですが、この辺でそろそろ引き取って、あと、ちなみに私は地球に優しい派なので、運転はできるけれども、車をもっていないので、さっき保険のところは間違えていたようで申しわけなかったです。ペテンとかいわれたのですけれども。

【司会】

どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

このポイントの議論をお聞きしていて、私がちょっと疑問に思うので、次回でも結構ですので、ぜひ教えていただきたいのですけれども、この議論の中で何度もOP4.12の参照という話が出てまいります。それで、私、はっきり申し上げて、JBICさん、あるいはNEXIさんがOP4.12に沿ってどのように何をされているのか全くわからないのです。ですので、そのあたりを具体的事例に基づいてぜひ、どのようにやっているのか、それでそれに沿って配慮がされていない場合は、JBIC/NEXIさんが何をしているのかというような点について、次回で結構ですので、これはこのポイントだけにかかわらず、移転の全体にかかわってくる部分だと思いますけれども、教えていただきたいと思います。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

最後の神崎さんのご意見というのは大切なご意見ですし、この項目、非自発的住民移転をやっていく中ではその目線は必要だと思います。とこいつつ、実施状況確認調査との前後もありますので、どういう形でご説明させていただくのかは別にして、今のご意見は承りました。それで、恐らく時間も過ぎ始めていますので、ここの議論はそこ、あるいはここ全体を受けの形で、今の神崎さんのご質問から答える形で、次回の議事を始めるということによろしいでしょうか。ご異論ないと思います。

それで、きょうも予想外に時間がかかってしまって、本当は最初に小泉が申し上げたとおり、NGOのご提案者のご趣旨を伺いながら進めていきたくったのですけれども、残念ながら1個しか進まなかったと。次回、さらに効率的にというか、お互いいろいろ考えが積み上がってきている中で、また宿題を出すようで申しわけないのですけれども、実は1以降は今の時点でコメントは私個人はないので、今から申し上げる点を加味して個々の趣旨説明をしていただけると提案者の方には大変感謝申し上げたいということで、簡単に申し上げます。

20の2、事前の補償については2点のみです。ここは世銀のOPで事前の補償ということで非常にストリクトに規定されている部分として、私どもも今回の提案を非常に評価する1点ではあるのですけれども、その一方で、事前の補償と支援ということで、世銀の中で

は触れていない支援策のところをすべて事前でくくるところについては、どういう形があるのかと。もう1つの質問は、大体同じような話になるのですが、受けてしまったときに、要するに不可逆性の話なのですからけれども、もう事後になってしまっていますよと。あるいは事後という計画がなされている場合、あるいは事後で補償がされてしまった中で、どういう形での回復がとれるのか。あるいは融資する、しないも含めて、どのようなアプローチが適切と提案者の方はお考えかという点でございます。2点でございます。

20の3、移転・補償の合意文書に関してです。このところは非常に細かいところの独自のご提案が主軸というように理解しているのですけれども、ちょっと変な、神学論争かもしれないのですが、移転・補償の内容の理解というところなのです。もう一個のマナー的なところについては提案者の方からのご説明で何となく方向性が理解できているのですけれども、理解というところが結局、理解は人の頭をあけない限り確かめられないと。そういう中で、私たちは一方で合意をする上で、当然理解のない合意というのは本来あってはいけないことだと思っていると。であれば、むしろメソッドとしては理解を確実にする方法、つまり最後にサインするときの形がどうかというところの前に、もっと尽くすべき措置を打つことで、理解を確実にした合意を担保すべきだろうと。例えばその中には、ほかの論点で議論している情報公開だとかステークホルダー等との協議、こうした部分との複合の中で考えていかなければいけないのではないかとということで、私は難しいと思っているけれども、理解をどうやったら担保できるのか、シングルイシューなのか複合的なイシューなのかというご認識を教えていただければと。

20の4、住民移転計画について。この点は、世銀でもはっきり規定しているところについては私たちも異論がないと。むしろ、変な話、住民移転計画という明確な言葉、情報公開のところでも出てきますので、ここはあえて私が個人で踏み込むなら、是非ではなくて、どうやって盛り込んでいくのかだと。そのところでいったときに、これはほかの独自の提案との関係で、ここの中にも入ってきてしまっているのだけれども、ここをどうやっていったらいいのかなと。あるいはポリシー的なところを書くことの多いJBIC/NEXIガイドラインの中で、どういう形で入れ込むのがわかりやすいのかなという点は問題意識としてございます。

それから20の5、情報公開と協議と。世銀のOP4.12自体が細則規則的に事項の中でポリシーがある中で定める決めている中で、ここというのはそれ以上に微に入り細にわたる本心に懇切丁寧な、これだけJBIC/NEXIができていないのだということのあらわれだとする

と、私どもの不徳のいたすところなのですからけれども、ここまで指導を受けてしまうとちょっと面目ないなというところもあって、この上ちょっとどうか。済みません、今は感想だけでした。

あと、20の6はグレビアンスメカニズム、苦情処理のメカニズムなのですからけれども、このところで大事な言葉は、メカニズムを中立性のところに非常にこだわって何となく論点が組まれてきていると。今回の NGOさんからの追加ではそういうところなのですからけれども、逆に私たちのところではアフォーダビリティとアクセシビリティと。その責任というか、それをこなすことができること、それから住民の方たちが容易にいろいろな意味でアクセスできること。ここは世銀のOPで書いてある中で、どっちをとるのかなと。 NGOさんたちのコメントでいうと、司法制度もなかなか十分ではない国がある中で、司法制度を使えない中で中立性というところをどこまで追求できるのだろうか。そこよりは、むしろ原理原則に立ち返って、アフォーダビリティ、アクセシビリティの中で実質が担保できることをねらうのも1つのアプローチではないかなという部分で、中立性の扱いです。

それから20の7は、きょう鈴木さんもうお帰りになってしまっているのですけれども、ここは私どもとしては住民移転の中というよりは、社会的弱者に対する特別な配慮は別立ての中で、やれているか、やれていないかは異なる意見があるかもしれませんが、ガイドラインの中で明確に規定している中でもう一回書くのかな。ちゃんとやっているつもりなのだけれどもなといったところが、駆け足でございますけれども、ここから先の私たちの現時点での問題意識ということで、次回からは改めてご趣旨のご説明の後、フロア全体の中での質疑ということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【 FoE Japan 清水さん】

稲川さん、ありがとうございます。1点、今のご提案についての質問なのですが、20の5のところでは私たちいろいろな提案をしているわけで、確かに懇切丁寧にここまでやるのかというところもあるのですけれども、そんなに懇切丁寧ではない部分もある。例えば住民移転計画の最終版の公開もしくはドラフトの公開とかというあたりは、もうちょっと公

開なのかなと思うのです。それに関して、要するに今申し上げたかったのは、いろいろな要素があるわけなのですが、20の5について感想だけで終わってしまったのですけれども、それ以上何も宿題はないということでしょうか。

【日本貿易保険 稲川】

済みません。本当に感想しかいわなくて。ここは宿題はないというか、すごく微に入り細にわたった立派な提案の中で、受ける側のほうの人たちはみんな結構身構えてしまっているんで、その辺、今、清水さんがいったようなめり張りの部分を教えていただくと、皆さんも快く、受けるわけではないのですけれども、議論がよりフォーカスできるのかなというところがございます。

【司会】

どうぞ。

【国際協力銀行 岡崎】

円借款も両方みている立場で一言だけご発言させていただきますが、土地取得の問題は世銀、国際機関の対応と日本、あるいはバイラテラルな対応が事実として明らかに違っているので、こういう議論になるのはわかっていたことなのです。何がいいかということもこれから議論しなくてはいけないのです。

ですが、一方で、国際機関の場合は再取得価格の土地の価格の妥当性についてはグラントでみずからが審査、調査するわけです。かつ、融資対象のコストの中にも土地の取得資金というのは対象に組み込んでいると。これは円借款でもやっていませんし、輸出信用でもやっていませんし、投資金融の場合はケース・バイ・ケースだと思うのです。ですから、ガイドラインとして何を求めるのかということ議論することも大切なのですが、一方で、国際機関の場合はその求めていることに対してどう援助、支援をするかということもセットで対応しているというところは、ぜひ認識していただきたいのです。

皆さんからいろいろなリクワイアメント、もちろんガイドラインの水準を上げるためにいろいろな議論をお聞きする用意はございますけれども、一方で何ができるのかと。ですから、世界の流れはIFCのパフォーマンススタンダードとか世銀のセーフガードに行っていると。それはそうなのですけれども、一方でビジネスとして、例えば輸出信用機関とし

で機械の輸出にかかわっている、機械の輸出のコストが前提で、それを対象に融資をする場合に、そのプロジェクトに必要な土地の価格のコストまで支援するのですかと。これはできないわけですよね。ですから、そういう限界を前提にした議論をぜひお願いしたいなと思います。

ですから、円借款の議論ではもちろん、首を絞めるようですけども、今度JICAに行ったときに、では再取得価格の問題をどうするのだと。要するに円借款で土地の取得資金を融資するのか、しないのかという議論にも発展するわけですけども、実際のマナーとして国際機関と日本の援助、それからコマーシャルの支援をしている対応がそれぞれ違いますので、目指すところだけを前提に議論して、そっちにみんな行けばいいのだというのは、私は議論として少し乱暴だと思うのです。やはり機関の性格によって何を求めているのか、そこを前提に議論。もちろん理想は議論すべきだと思いますし、それにいかに近づけるかという議論もすべきなのですけども、一方で各機関の置かれたビジネスを前提に、どこまでのことができるのかということも、ぜひ議論していただきたいと思います。

【司会】

どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

済みません。岡崎さんの大所高所からのお話の後に恐縮なのですが、先ほどの稲川さんの宿題で1点わからなかったので、教えていただきたいのです。異議申し立てメカニズムのアフォーダビリティということで、何をおっしゃろうとしたのかという点についてだけ教えてください。

【司会】

稲川さん、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

よくわからないので教えてくださいという身もふたもないですけども、アフォーダビリティ、私の理解の中では、苦情処理、住民の方から苦情や懸念が上がってきたときに、それをマニフェストをもって受け付けられる。それから、それをマニフェストをもって

何がしかの回答、できること、できないことはあると思うのですけれども、できること、できないことを含めて、ちゃんと対応できるという部分なのだと思うのです。そこが担保されることがまず最初なのかなと。すごく俗な、認識の低さをあらわすようだけれども、総務課の山口六平太みたいな人が1人いれば成り立つ仕組みなのか 済みません、漫画がわからない人はわからないと思うのですけれども、そういうお話なのか、それとももっと大所高所というか非常にしっかりしたもので、しっかりしたというのは中立性ももった、司法制度よりも上回るような立派なものがなくてはいけないのかと。この辺が程度のところがあるのかなというところでございます。

【司会】

ありがとうございました。6時といいながら、もう6時半近くとなっておりますので、このあたりできょうのところはおしまいにしたいなと思います。それで、次回はきょうの続きから議論するということですが、次回いつかとかいうのは……はい、お願いできますか。

【国際協力銀行 藤平】

私も含めてですけれども、皆さん遅くまでありがとうございました。お疲れさまでした。次回は6月11日、たしか水曜日だったと思いますが、やらせていただきます。ここは変更は考えておりません。

それで、むしろ中身なのですけれども、きょうの進みぐあいと想定どおりではなかったところもあるので、若干入り繰りがあるかもしれませんけれども、基本的は積み残しになっているものを順番どおりやっていくということにはなるかと思うのですが、そういう意味では、当然、非自発的住民移転というのからやらなければいけないだろうと思います。

それから、きょうはちょっとお時間の関係で、前回宿題になっていたかと思うのですが、私どもが非自発的住民移転の関係で国際基準というものと実務を、あるいは国際基準の取り扱いをどうしているのか、その非自発的住民移転版というものを説明すると申し上げていたのですけれども、ちょっとその機会がなかったので、それも次回話をすることだと思えます。これは必ずしも実施状況確認の追加情報提供とはレベルはちょっと違うものですが、若干一般論になりますけれども、そこはお話をしたいと思っています。

その上で、非自発的住民移転から始まって、13番、14番のところは抜けていますので、非自発的住民移転が終わった後、13番から戻ってずっとやっていくということになります。

それで、どこまでを目標とするのかというのはNEXIさんと相談しながらとは思っているところでありまして、少なくともきょうやろうと思っていたところはクリアするというのは当然入ります。したがって、通し番号でいって20番まではまずやりたいということはありませんけれども、加えてどこまでかということについてはちょっと相談した上で思っております。できればもう少し先までやれたらと思っているわけでありまして。

追加の論点というものに関してコメントが、まだ必ずしも十分ではないかと思うのですが、集まってきました。追加の論点の中で、いわばオリジナルの論点のところと、親和性のあるところもありますので、それはむしろ追加の論点のところをちょっと繰り上げるといって、本体のほうと合体するような格好で扱っていきたいと思っております。これについても、あくまでも目安ということですが、ホームページでアップする格好で前広に皆さんにご連絡をしたいと思っております。したがって、20までのプラスアルファで、プラスアルファのところには追加の論点から繰り上がる部分もあるということで、とりあえずきょうの段階ではご承知おきいただければと思っております。

【司会】

どうもありがとうございました。

皆様、改めまして、遅くまでお疲れさまでございました。次回は今発表ありましたように6月11日ということでもよろしく願いいたします。

【FoE Japan 清水さん】

次回のその次の日程も決まっているのであれば、教えていただけますか。

【司会】

ありますか。

【国際協力銀行 藤平】

具体的な日付までというところはあるのですが、6月11日の後は7月の第1週の方で考えておまして、6月30日から始まる週だと思いますが、その週の真ん中から後ぐらいのどこかということになると思います。したがって、次々回はそこら辺と考えています。3日あたりかなとも思っていますけれども、その辺ということでご了承いただきます。

いと思います。よろしいでしょうか。

【司会】

どうもありがとうございました。